

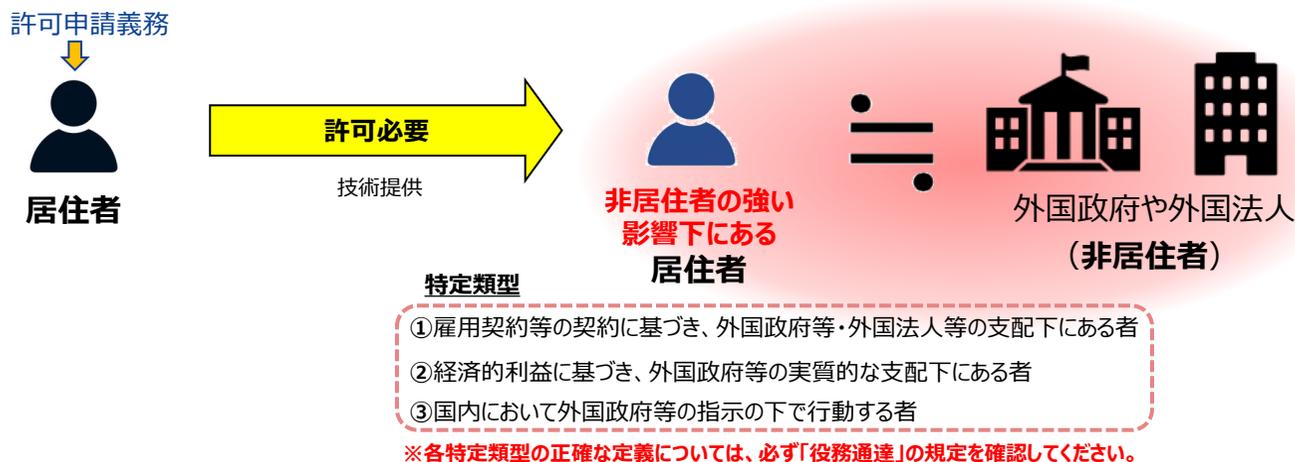
# 大学・研究機関における 安全保障貿易管理に関する事例集 [みなし輸出管理の運用明確化への対応編]

令和5年8月

経済産業省  
安全保障貿易管理課

## みなし輸出管理の運用明確化とは

- 外国為替及び外国貿易法（外為法）による「技術の提供」への規制としては、「国境を越える規制技術の提供」だけでなく、「居住者から非居住者への規制技術の提供」も規制対象となっており、事前に経済産業省への役務取引許可申請が必要となります。
- 日本国内における「居住者から非居住者への規制技術の提供」は、当該非居住者は最終的に出国する蓋然性が高いことから、「輸出とみなして」管理しており、これを「**みなし輸出**」管理といいます。
- 国際的に人を介した機微技術流出懸念が増大する中、こうした懸念に対応するため、「役務通達」が改正され、居住者から居住者への規制技術の提供であっても、以下の①～③の**特定類型に該当する居住者への規制技術の提供については、みなし輸出管理の対象であることが明確化**されました。（令和4年5月から適用）
- 大学・研究機関は、所属する教職員や学生に対して技術を提供する者となりますので、外為法を遵守するため、**教職員や学生への技術提供が特定類型該当者への規制技術の提供に該当しないかあらかじめ確認する必要があります。**



「みなし輸出管理の運用明確化」に係る制度自体の詳細な解説については、以下の参考資料を作成・公開しておりますので、ぜひ御活用ください。

- ・「みなし輸出管理の運用明確化について」 [https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/minashi/meikakukanitsuite2.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/minashi/meikakukanitsuite2.pdf)
- ・「大学・研究機関の教職員向けe-ラーニング～みなし輸出管理の運用明確化～」 <https://www.youtube.com/watch?v=Aa1rE8gV-gk>
- ・「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）第四版」  
[https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)

## 本事例集の位置づけと構成

- 本事例集は、令和4年5月1日から適用が開始された「みなし輸出管理の運用明確化」への対応について、大学・研究機関における取組の検討・改善へのヒントとなるよう、複数の大学へのヒアリング結果を元に具体的な取組事例を紹介するものです。
- 第1章では、「みなし輸出管理の運用明確化」への対応として、「特定類型該当性の確認プロセス」や「特定類型該当者への提供技術の管理プロセス」について主な方法を紹介します。
- さらに、第2章では、大学において運用されている具体的な取組事例や帳票等の資料を紹介します。

※「みなし輸出管理の運用明確化」への対応については、各大学において取組が開始されたばかりであり、運用状況や他大学の取組を踏まえて日々検討が進められています。本事例集で紹介する取組事例は令和5年8月時点のものであり、今後、変更が生じる可能性がある点をご了承ください。

### 本資料の構成

第1章	みなし輸出管理の運用明確化への主な対応方法	<b>みなし輸出管理の運用明確化への主な対応方法</b> について説明します。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 特定類型該当性の確認プロセス</li><li>・ 特定類型該当者への提供技術の管理プロセス</li></ul>
第2章	事例集	大学の <b>具体的な取組内容を、大学ごとに紹介</b> します。

# 第1章 みなし輸出管理の運用明確化への主な対応方法

---

## 第1章

# 特定類型該当性の確認プロセス

- 外為法遵守のため、技術の提供を行うまでの間に、技術提供の相手方（教職員・学生等）の特定類型該当性を確認する必要があります。
- 特定類型該当性の確認は、対象者の属性（※）に応じて「特定類型の該当性の判断に係るガイドライン」（役務通達別紙1-3）に沿って行うことが基本です。  
※属性：新規受入者／在籍者、指揮命令下にある者／ない者
- 「特定類型の該当性の判断に係るガイドライン」を踏まえ、各大学で行われている確認方法は主に以下のパターンに分類されます。

### 主な確認方法のパターン

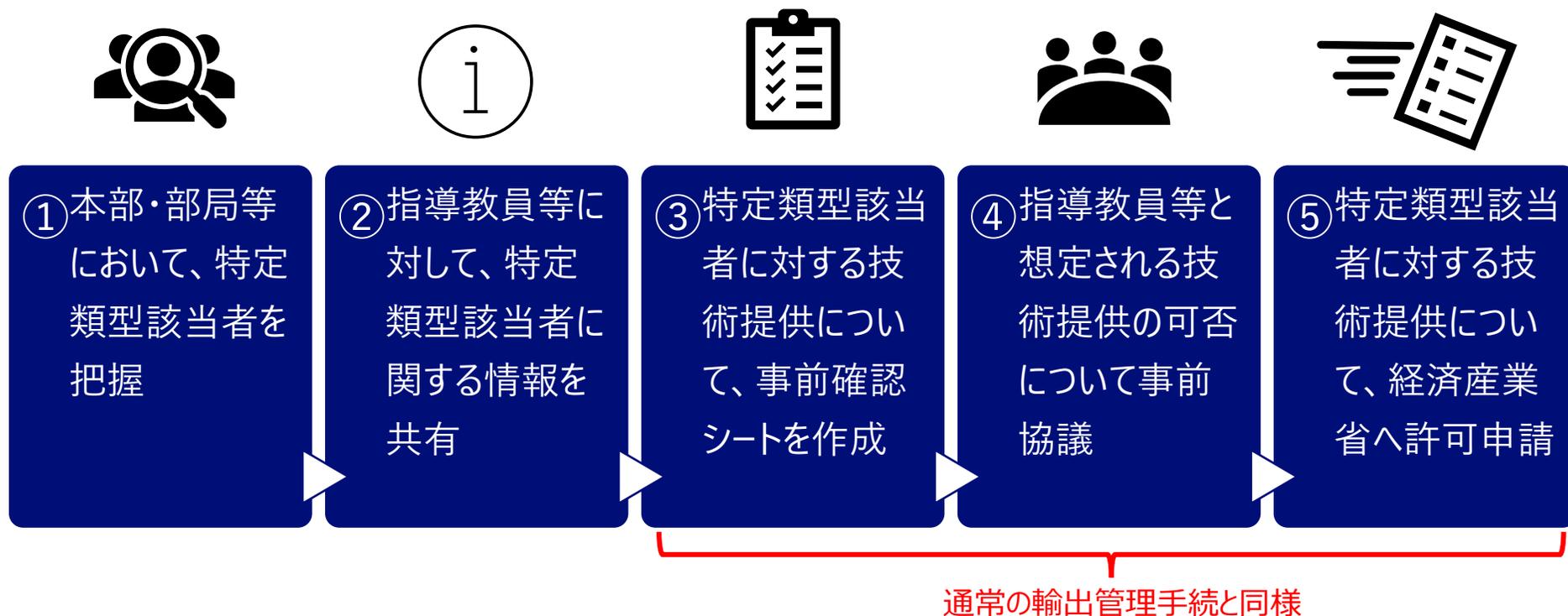
	指揮命令下にある者 (常勤教職員、非常勤教職員等)	指揮命令下でない者 (学生・招へい教員等)
(i) 新規受入者	パターン i -①** 誓約書（申告書）を取得	出願書やCV等から確認
	パターン i -② 誓約書（申告書）を取得	
(ii) 在籍者* *令和4年5月1日時点で在籍している者	パターン ii -①** 兼業・利益相反行為の 申告内容から確認	出願書やCV等から確認
	パターン ii -② 誓約書（申告書）を取得	出願書やCV等から確認
	パターン ii -③ 誓約書（申告書）を取得	

\*\*「特定類型の該当性の判断に係るガイドライン」に沿った確認方法

# 特定類型該当者への提供技術の管理プロセス

- 学内で把握した特定類型該当者に対して、規制技術を提供する場合は、事前に経済産業省に役務取引許可申請を行っていただく必要があります。
- 特定類型該当者を把握した場合の対応の流れは、大学・研究機関においてこれまで行われてきた、非居住者に対して技術を提供する際の輸出管理手続と基本的には同様のものとなります。さらに、具体的な技術提供の場面（学内での共同研究や発表会）を適切に把握・管理するために追加的な手続を設けている大学もあります。
- 最適な対応の流れは、既存の手続との整合性や関係部署との情報共有範囲に応じて検討する必要があります。各大学における具体的な事例については、第2章において紹介しますので参考としてください。

### 特定類型該当者への提供技術の管理プロセスの1例



## 第 2 章 事例集

---

## 第2章

# 事例掲載大学の概要情報

■ 第2章では、10大学における具体的な取組事例を紹介します。

### 概要情報

\*令和4年5月1日時点で在籍している者

No	大学	属性	管理体制	特定類型該当性の確認		特定類型該当性の確認方法		誓約書取得方法	
				本部確認	部局確認	新規受入者	在籍者*	紙	電子
1	A大学	総合大学	部局分散型	○	—	パターン i -①	パターン ii -① ※一部からは誓約書を取得	○	—
2	B大学	総合大学	中央集約型	○ (新規受入者)	○ (在籍者)	パターン i -①	パターン ii -①	○	—
3	C大学	総合大学	中央集約型	○	—	パターン i -① ※一部からは誓約書を取得	パターン ii -①	○	—
4	D大学	総合大学	中央集約型	○	—	パターン i -②	パターン ii -③	—	○ ※一部は紙媒体で取得
5	E大学	総合大学	部局分散型	○ (指揮命令下にある者)	○ (指揮命令下にない者) ※一部は本部確認	パターン i -①	パターン ii -①	○	—
6	F大学	総合大学	部局分散型	—	○	パターン i -①	パターン ii -①	○	—
7	G大学	総合大学	部局分散型	—	○ ※一部は本部確認	パターン i -①	パターン ii -① ※一部からは誓約書を取得	○	—
8	H大学	総合大学	中央集約型	—	○	パターン i -①	パターン ii -②	—	○
9	I大学	総合大学	部局分散型	—	○	パターン i -①	パターン ii -① ※一部からは誓約書を取得	○	○
10	J大学	医療系大学	中央集約型	○ ※一部は部局確認	—	パターン i -①	パターン ii -①	○	—

## 事例 1 A 大学

---

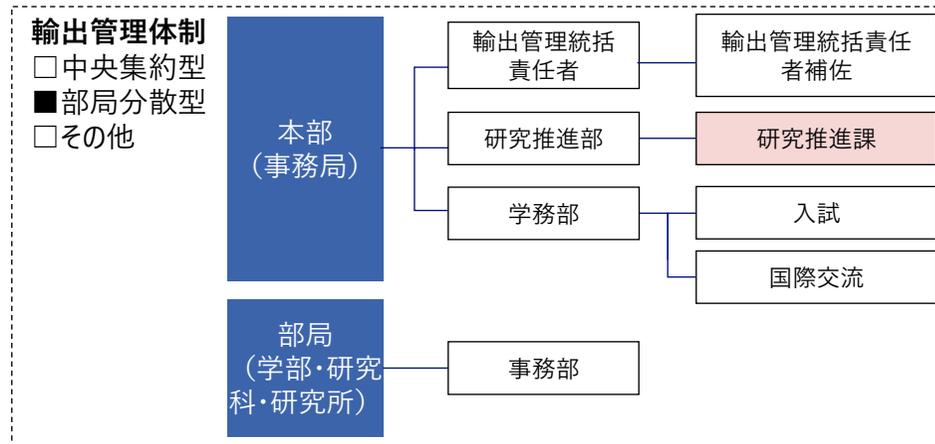
# 基本情報

## 大学基本情報

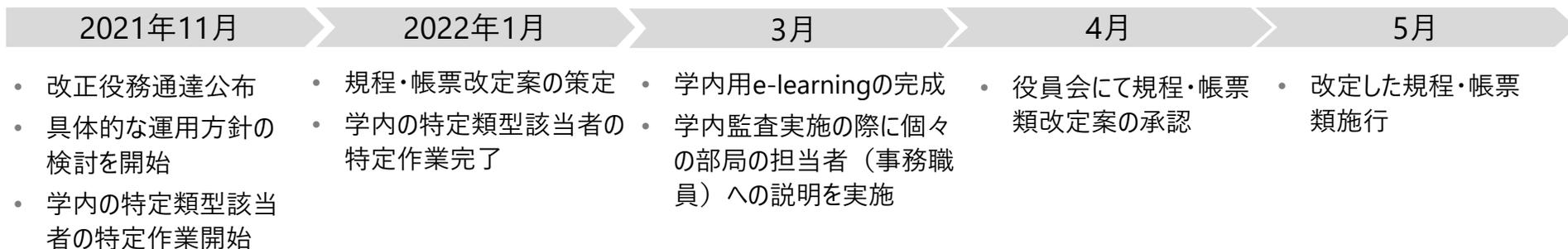
教員数・学生数	教員数 約820名 学生数 約3400名 (内、留学生数 約230名)	
学部	■人文科学系 ■自然科学系	■社会科学系 ■医歯薬系

## 体制図\*

\*みなし輸出管理の運用明確化対応の関連部門のみ抜粋。  
また、本部における主幹部署（輸管事務局）を赤色で表示。  
特段の記載がない限り、資料中の「本部」は輸管事務局を指す。



## 対応検討に当たってのスケジュールとポイント



### <ポイント>

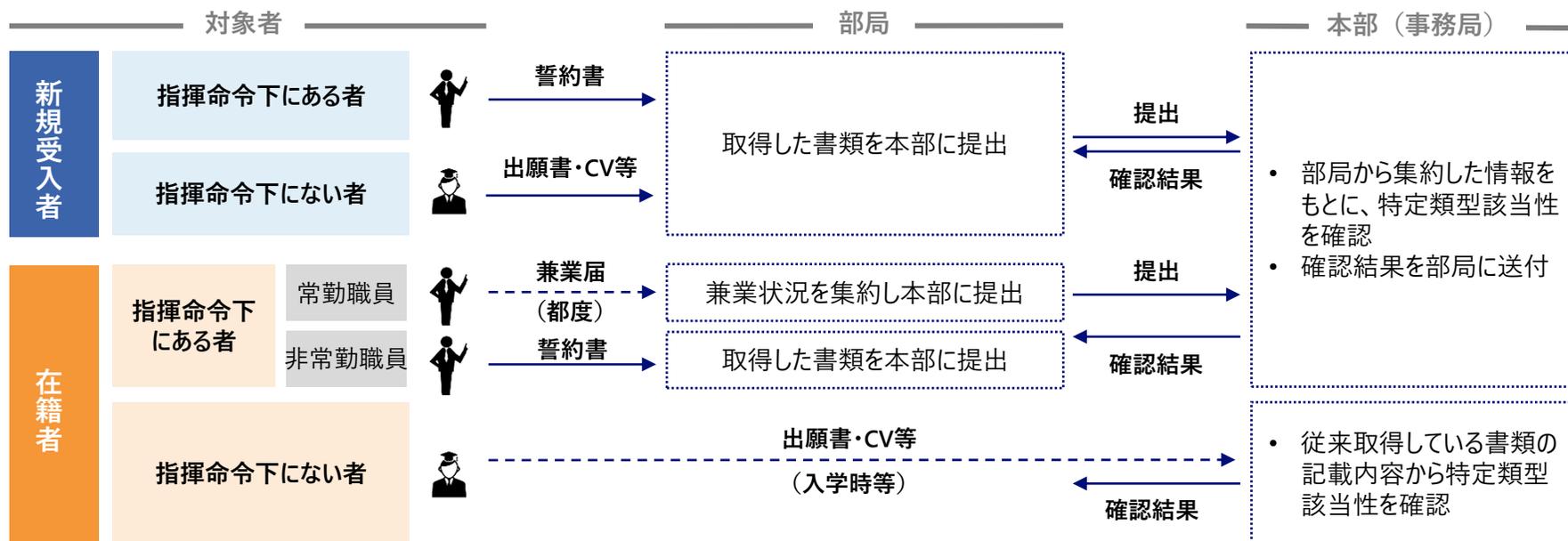
- 改正役務通達施行後に発生する管理工数をあらかじめ把握するため、学内の特定類型該当者の特定作業を先行して実施
- パブリックコメントで示された改正役務通達案を参考に具体的な運用を検討し、教職員向けのe-learning教材を作成
- 作成したe-learning教材を用いて、監査時に個々の部局担当者（事務職員）に説明

## 事例1 A大学

# 特定類型該当性の確認プロセス

※新規受入者/在籍者の区分は、令和4年5月1日時点の在籍状況を元に分類

## 特定類型該当性の確認プロセス



## 誓約書

- 誓約書の提出を求める根拠規定
  - ・ 安全保障輸出管理規則【参考資料1】
- 様式
  - ・ 経済産業省が提示しているものを使用
- 取得・保管方法
  - ・ 紙媒体で取得し、本部において紙媒体で保管

## 特定類型該当性に関する情報管理

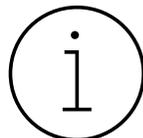
- 特定類型該当性に関する情報の集約・管理
  - ・ 本部で特定類型該当者を把握し、各部局の特定類型該当者リストを作成
- 特定類型該当性に関する情報の共有範囲・方法
  - ・ 輸出管理統括責任者が特定類型該当者リストを各部局の輸出管理責任者に送付、部局事務担当者にも共有
  - ・ 部局輸出管理責任者は、「特定類型該当者に役務提供を行う可能性がある者」に対して、当該特定類型該当者に関する情報を提供

## 特定類型該当者への提供技術の管理プロセス

### 特定類型該当者把握時の対応



①本部において特定類型該当者を把握



②各部局の輸出管理責任者、「役務提供を行う可能性のある者」へ情報共有



③「役務提供を行う可能性のある者」が事前確認シートを作成、部局事務へ提出

特定類型該当者（学生）受入れ時は受入教員が作成・提出

### 個別の技術提供の場面を適切に把握・管理するための追加手続



他の研究室と共同研究を行う際には研究室内の特定類型該当者情報を提供

学内の研究発表会（修論発表会等）に特定類型該当者が参加する際は、学科長（主催者）が事前確認シートを作成、対応を検討

特定類型該当者が所属する研究室の管理者が、共同研究相手（学内の他の教員）に対して情報提供

- ・事前確認シート【参考資料2】を部局事務へ提出
- ・提供予定技術にリスト規制技術が含まれる場合、学科長が本部と相談の上、
  - ①～④から対応を選択
  - ①許可申請を実施
  - ②発表内容の変更
  - ③リスト規制技術に関する内容が含まれる発表のみ参加者を限定して別途開催
  - ④リスト規制技術に関する内容が含まれる発表では特定類型該当者は退席

## 参考資料1：安全保障輸出管理規則（抜粋）

（特定類型該当性に関する誓約書）

第27条 新たに採用された研究に従事する者（常勤，非常勤を問わず，本学に採用された研究に従事する者とし，ティーチングアシスタントを含む。以下この条において同じ。）は，特定類型該当性に関する誓約書（別紙様式第7号）を輸出管理統括責任者に提出しなければならない。

2 特定類型該当性に関する誓約書（別紙様式第7号）提出後，誓約事項に変更が生じたときは，研究に従事する者は，速やかに輸出管理統括責任者に特定類型型該当性に関する誓約書（別紙様式第7号）を再提出しなければならない。

# 参考資料2：学内の研究発表会等に特定類型該当者が参加する場合の事前確認シート

別紙様式第1号（第13条関係）

## 確認票チェックシート7

（特定類型該当者が参加する技術情報の提供を伴う ████████ での研究発表会等）

提出日： 年 月 日

1. 申請者  
 所属： \_\_\_\_\_  
 氏名： \_\_\_\_\_  
 電話番号（内線）： \_\_\_\_\_  
 ※発表会の主催責任者が申請してください。

学内で実施する発表会や会議の名称：  
 実施日：  
 場 所：

1 発表会等の内容は、公開された情報に限定されていますか？あるいは不特定多数が参加できるものですか？  
 はい     いいえ  
 ※もし、「はい」であれば、各学部等担当者に書類を提出して手続きは終了です。  
 「いいえ」であれば、以下の設問にご回答ください。

2 特定類型該当者等の属性について以下にチェックを入れてください。  
 非居住者     類型①     類型②     類型③  
 類型該当性の根拠 [ \_\_\_\_\_ ]

3 特定類型該当者の氏名  
 氏名 ( \_\_\_\_\_ )    学籍番号もしくは職名 ( \_\_\_\_\_ )

4 技術情報の輸出管理上の確認

発表する内容の名称、タイトル <sup>1</sup>	発表内容の情報管理責任者 <sup>2</sup>	リスト規制における該当する場合は×、非該当の場合は○をつけてください。 <sup>3</sup>	取引審査表2-1 用途チェックリストの内容について一つでも「はい」があるのであれば、× そうでなければ○をつけてください。 <sup>4</sup>

1 修論、卒論の発表会であれば、発表タイトルを記載してください。  
 2 学生の発表であれば、研究室を主宰している指導教員の名前を記載してください。  
 3 リスト規制該当について、発表内容の情報管理責任者（指導教員）が責任をもって、○×を記載してください。  
 4 別添、「取引審査表2-1用途チェックリスト」を記載してください。

※上記、表中に×がひとつでもあれば研究推進課にご連絡ください。

参考：以下の選択肢から選ぶことができます。  
 (1) 当該技術情報（発表内容）に関して取引審査を行い、必要に応じて許可申請をする。  
 (2) 発表内容そのものを、いずれも○になるように発表内容を変更する。

(3) 当該の特定類型該当者に、この発表等がなされるときに席を外す等、聴講を遠慮してもらおう。  
 (4) 当該の発表等については、この発表会等では実施せず、特定類型該当者以外の必要最低限の聴講者を集めて別途実施する。

事務担当係：  
 受領日： 年 月 日

## 事例 2 B 大学

---

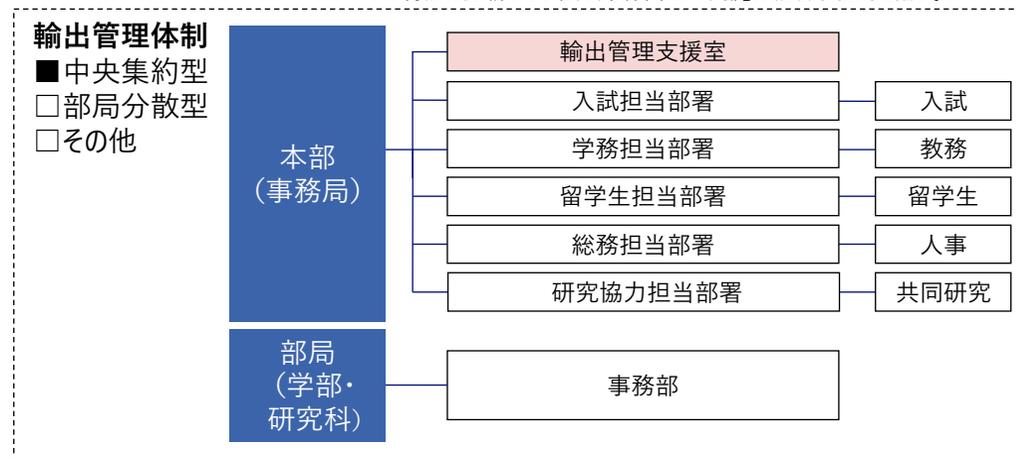
# 基本情報

## 大学基本情報

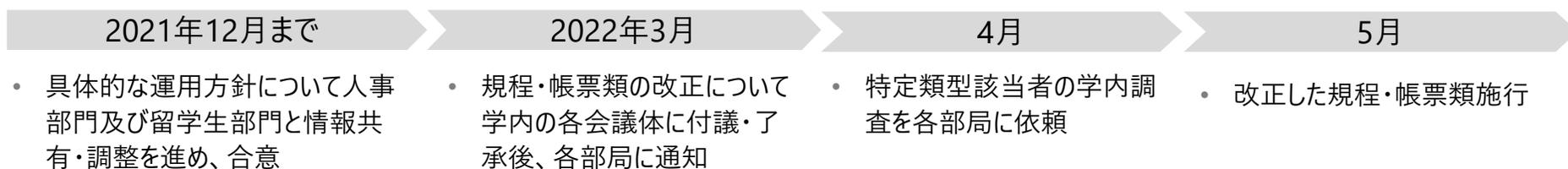
教員数・学生数	教員数 約320名 学生数 約5000名 (内、留学生数 約245名)	
学部	<input checked="" type="checkbox"/> 人文科学系 <input checked="" type="checkbox"/> 自然科学系	<input checked="" type="checkbox"/> 社会科学系 <input type="checkbox"/> 医歯薬系

## 体制図\*

\*みなし輸出管理の運用明確化対応の関連部門のみ抜粋。  
また、本部における主幹部署（輸管事務局）を赤色で表示。  
特段の記載がない限り、資料中の「本部」は輸管事務局を指す。



## 対応検討に当たってのスケジュールとポイント

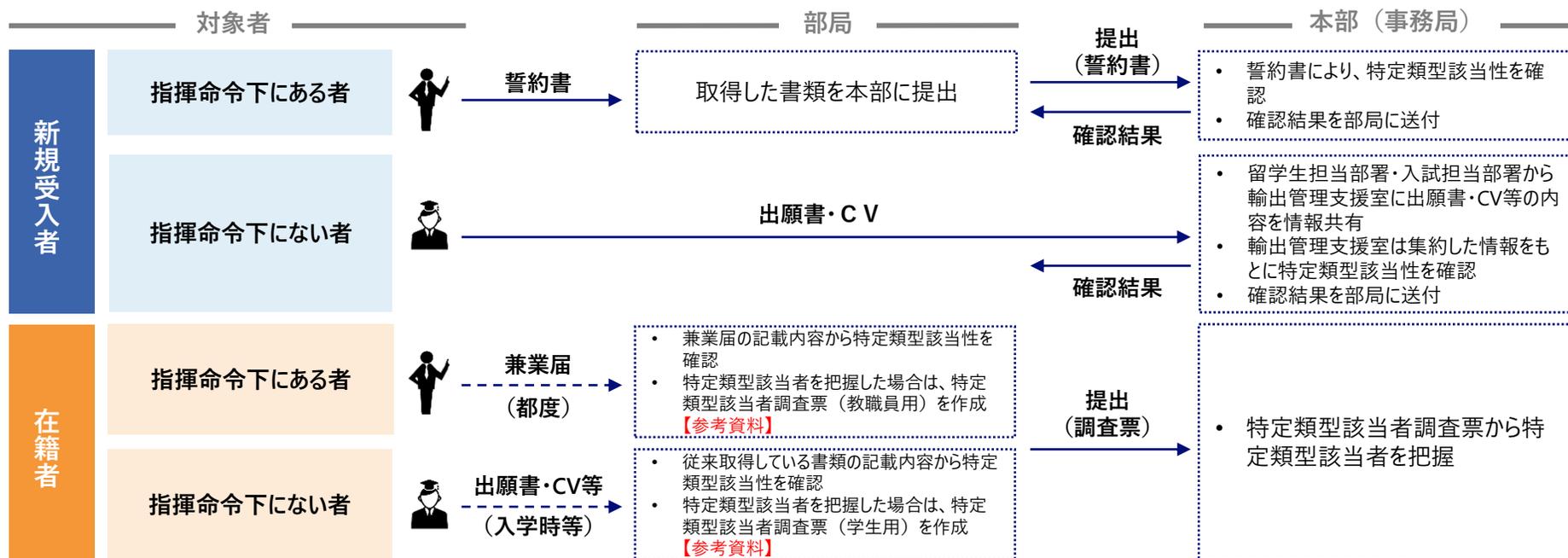


## 事例2 B大学

# 特定類型該当性の確認プロセス

※新規受入者/在籍者の区分は、令和4年5月1日時点の在籍状況を元に分類

## 特定類型該当性の確認プロセス



## 誓約書

- 誓約書の提出を求める根拠規程
  - ・ 輸出管理統括責任者の学内通知
- 様式
  - ・ 経済産業省が提示しているものを使用
- 取得・保管方法
  - ・ 紙媒体で取得し、本部が紙媒体で保管

## 特定類型該当性に関する情報管理

- 特定類型該当性に関する情報の集約・管理
  - ・ 本部において、特定類型該当者リストを作成
- 特定類型該当性に関する情報の共有範囲・方法
  - ・ 特定類型該当者リストを各部署長（部署の輸出管理責任者）に送付
  - ・ 部署長から特定類型該当者への技術提供が想定される関係職員（指導教員等）に対して情報共有

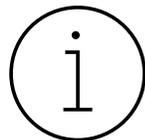
## 特定類型該当者への提供技術の管理プロセス

### 特定類型該当者把握時の対応

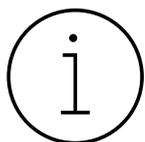


①本部又は部局において  
特定類型該当者を把握

部局で確認した場合も本部に情報集約され、本部で特定類型該当者のリストが作成される



②本部から部局長へ情報共有



③部局長から指導教員  
等へ情報共有



④指導教員等が技術提供の際  
に事前確認チェックシートを作成、  
提出

## 事例2 B大学

# 参考資料：特定類型該当者調査票

### ①教職員用

令和4年4月30日現在

No.	職員番号	氏名	フリガナ	所属	職名	国籍	雇用期間開始日(本学)	雇用期間満了日(本学)	特定類型①情報			特定類型②情報			
									契約に基づき、外国政府・大学等の支配下にある者の雇用主名称	雇用期間開始日	雇用期間満了日	経済的利益に基づき、外国政府等の実質的な支配下にある者の資金の提供元の名称	支援金等の金額	年間所得	年間所得に占める支援金の割合

### ②学生用

令和4年4月30日現在

No.	学籍番号	氏名	フリガナ	所属	身分	国籍	開始年月日	終了年月日	指導教員	特定類型①情報		特定類型②情報				
										海外企業の勤務・兼業等	雇用主名称	海外政府等からの資金提供の有無	提供元名称	支援金等の金額	年間所得	年間所得に占める支援金の割合

## 事例 3 C大学

---

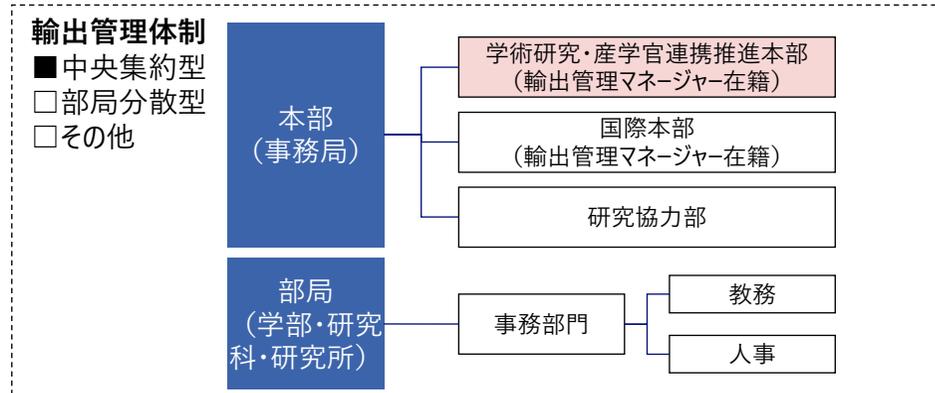
# 基本情報

## 大学基本情報

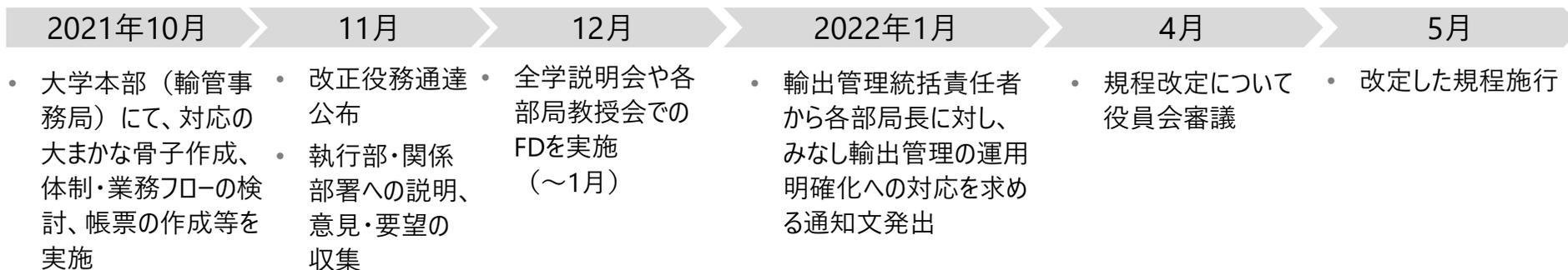
教員数・学生数	教員数 約1,600名 学生数 約16,300名 (内、留学生数 約2,400名)	
学部	■人文科学系 ■自然科学系	■社会科学系 ■医歯薬系

## 体制図\*

\*みなし輸出管理の運用明確化対応の関連部門のみ抜粋。  
また、本部における主幹部署（輸管事務局）を赤色で表示。  
特段の記載がない限り、資料中の「本部」は輸管事務局を指す。



## 施行までのスケジュールとポイント



### <ポイント>

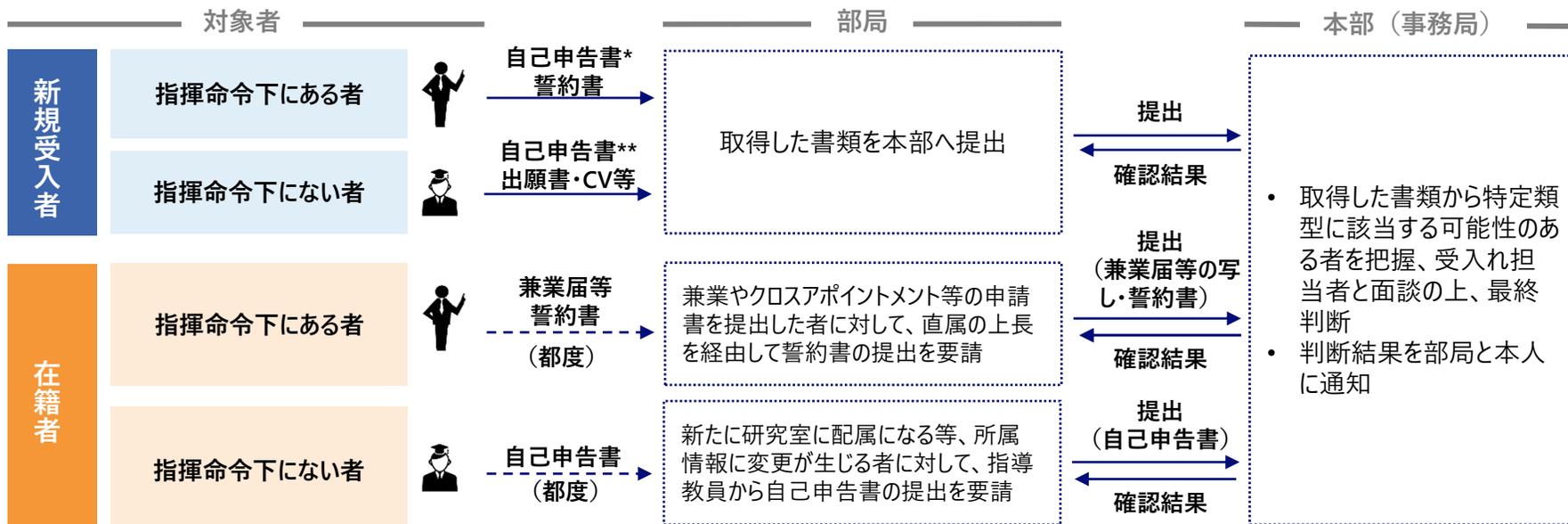
- 大学本部（輸管事務局）において、「いつまでに、何を、どこまでやるのか」を定めた対応骨子を改正役務通達公布前から作成
- 全学説明会では、研究インテグリティと関連付け、みなし輸出管理の運用明確化への対応が必要となる背景も含めて説明
- 業務負担が生じる部門（各部局の人事・教務部門）に対し、全学説明会に先立ち、具体的な依頼事項を説明しながら事前に打診・合意

## 事例3 C大学

# 特定類型該当性の確認プロセス

※新規受入者/在籍者の区分は、令和4年5月1日時点の在籍状況を元に分類

## 特定類型該当性の確認プロセス



\*応募時又は面接時に自己申告書を提出。採用時に誓約書を提出

\*\*出願時に書類と併せて自己申告書を提出（本部の判断で一部の学生からは誓約書も追加取得）

## 誓約書

- 誓約書の提出を求める根拠規程
  - ・ 学内通知、公募要領及び募集要領への記載例【参考資料1】
- 様式
  - ・ 経済産業省が提示しているものを使用
  - ・ 誓約書提出に先立ち、独自様式の「自己申告書」（誓約書の内容＋特定類型③該当性の申告）の提出を求めている【参考資料2】
- 取得・保管方法
  - ・ 紙媒体で取得し、本部が紙媒体で保管

## 特定類型該当性に関する情報管理

- 特定類型該当性に関する情報の集約・管理
  - ・ 各部局が「特定類型該当者確定リスト」を毎月作成・管理
  - ・ 各部局から「特定類型該当者確定リスト」を毎月、本部に提出。本部で集約・管理
- 特定類型該当性に関する情報の共有範囲・方法
  - ・ 指導教員及び直属の上長は本部との面談を通じて、自身が受け入れる者の特定類型該当性を把握【参考資料3】
  - ・ 部局ごとの「特定類型該当者確定リスト」の閲覧・共有範囲は、各部局長が判断

## 特定類型該当者への提供技術の管理プロセス

### 特定類型該当者受入れ時の対応



①本部において特定類型  
該当者を把握



②本部が受入予定者（指  
導教員、直属の上長等）  
と面談

#### 【面談内容】

- ・機微度調査データを元に受入予定者の保有技術（提供可能性のある技術）を確認
- ・受入対象者の特定類型該当性を再確認



③本部と部局採用担当責  
任者（＝受入れ予定者）  
が受入協議  
⇒合否決定委員会へ連絡

#### 【協議内容】

- ① 受入予定者の保有技術の内容
- ② 受入対象者が特定の機微技術を有する研究室に在籍する可能性の有無
- ③ 在籍する可能性がある場合の以下いずれかの対応の可否
  - 1 経済産業省へ許可申請して在籍させること
  - 2 特定の機微技術の受領を回避して在籍させること
  - 3 研究テーマの変更又は他の研究室に在籍させること

### 個別の技術提供の場面を適切に把握・管理するための追加手続



学内セミナー等への  
出欠管理

所属研究室以外の研  
究室への出入りを指  
導教員の事前確認・  
許可制

## 参考資料1：公募要領及び募集要領への記載例

✓ 輸出管理事務局が作成し、人事・総務・教務部門へ提供

### 公募要領および募集要項に記載していただく内容（例）

2021年11月「外国為替及び外国貿易法」（外為法）に基づく「みなし輸出」における管理対象の明確化に伴い、大学・研究機関における教職員および学生への機微技術の提供の一部が外為法の管理対象となりました。これに伴い、教職員および学生が本学に応募・出願の際、「類型該当判断のフローチャート」に基づく「特定類型該当性の自己申告書」の提出が必要となります。また、教職員および一部の学生においては採用、合格時に「誓約書」の提出が必要となります。

※掲載する媒体に合わせ、適宜修正等お願いします。

In November 2021, in accordance with the clarification of the scope of control for “deemed exports” under the Foreign Exchange and Foreign Trade Act (“FEFTA”), some provision of sensitive technology to faculty members and students by universities and research institutions has become subject to control under the FEFTA. Consistently with this change, when applying for faculty positions or to study at the University, faculty, staff, and students will be required to submit a “Declaration of applicable specific categories” based on the “Flowchart for determining applicable specific categories.” Faculty, staff, and some students will also be required to submit a “Letter of confirmation” at the time of their recruitment or admission.

## 参考資料2：特定類型該当性の自己申告書

### 類型該当性の自己申告書

■■■■■に教職員として応募する方、学生として出願する方には「外国為替及び外国貿易法」に基づく「みなし輸出」における管理対象であるかどうかの自己申告をお願いさせていただいております。

ご自身の立場について別紙フローチャートを参照いただき、該当の項目にチェックを入れて応募および出願の書類と一緒にご提出ください。

部局  
氏名

類型①に該当  類型②に該当  類型③に該当  いずれにも該当しない

類型①～③に該当する方は下記にその根拠を記載し、エビデンスを提出してください

#### 該当性の根拠

例：〇〇機関に雇用されている、〇〇から資金提供・奨学金を取得している、もしくは予定

( )

#### エビデンス資料

例：海外機関の雇用証明書(雇用通知書・契約書)、海外機関からの資金提供通知書(個人)、奨学金の受給通知もしくは申請書など

( )

※類型該当性の判断について不明な場合は下記にお問合せください。

■■■■■ 安全保障輸出管理事務局

E-mail : ■■■■■ TEL : 〇〇〇〇

### 類型①

外国人等(外国大学を含む。)か外国政府等と雇用契約(契約の名称を問わず、時間的・場所的に拘束されるもの)又は取締役としての委任契約を締結しているか？

No

Yes

本誓約書の提出先と契約に基づく指揮命令又は善管注意義務が、あなたの外国法人等又は外国政府等との契約に基づく指揮命令又は善管注意義務に優先するとの合意があるか？

Yes

No

本誓約書の提出先と、あなたが契約を結んでいる外国法人等はグループ企業の関係にあるか？(通常、大学等では該当しません。)

Yes

No

類型①に該当する。

類型①に該当しない。

### 類型②

外国政府等から、多額の金銭その他の重大な利益を得ている、又は、得ることを約束しているか？

No

Yes

その利益を金銭換算した場合、年間所得のうち25%以上を占めているか？

No

Yes

類型②に該当する。

類型②に該当しない。

### 類型③

上記の他、日本における行動に関し外国政府等の指示や依頼を受けているか？

No

Yes

類型③に該当する。

類型③に該当しない。

## 参考資料3：特定類型に該当すると自己申告があった者の受入予定者との面談様式 (特定類型①申告者の受入予定者との面談結果)

	面談日/方法	2022. 5. 9 15:00~15:15 / web会議
提供者 (受入れ者)	所属/氏名/役職	██████研究科/XXXX/教授
輸出管理側	面談者	リスクマネジメント部門 ██████
対象者	氏名・国籍	████████████████████
	自己申告特定類型	①
	現所属機関/役職/その他	████████████████████ 助教クラス 10年弱大学勤務だが、そのうちの3年は██████に在籍。
	状況・背景・累計申告理由	文科省の国費生でドクターコース入学を希望
	研究テーマ	交通工学の基礎や応用を学ぶ。
	帰国後の想定される状況	現所属大学に戻ると想定される。
	現所属機関との関係	雇用されているので現所属機関の指揮命令の方が強いと判断できる。
特定技術提供の可能性	1) 特定技術の提供を受ける研究室に在籍する可能性?	<u>研究室教員の専門分野から判断して、特定技術提供の可能性は低い</u>
	2) 1)がYesの場合、経済産業局へ許可申請して在籍させるか?	-
	3) 1)がYesの場合、特定技術の提供の受けとりを回避して在籍させることができるか?	-
	2) 3)がYesの場合、研究テーマの変更、または他の研究室で在籍させることができるか?	-
特定類型判定		自己申告通り、①と判定する。
コメント		所属研究室においては、特定技術の提供を受ける可能性は低い <u>が、他の教員からそれを受ける場合は、事前に輸出許可申請をしていただくことについて、留意いただく。</u>

## 事例 4 D大学

---

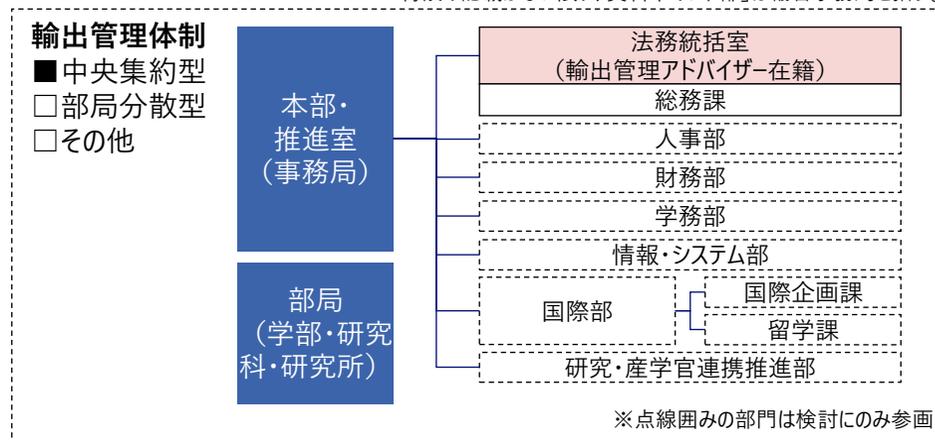
# 基本情報

## 大学基本情報

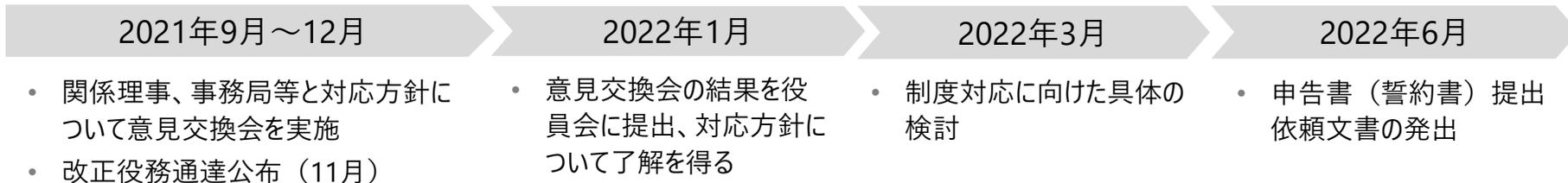
教員数・学生数	教員数 約2,400名 学生数 約18,500名 (内、留学生数 約2,300名)	
学部	<input checked="" type="checkbox"/> 人文科学系 <input checked="" type="checkbox"/> 自然科学系	<input checked="" type="checkbox"/> 社会科学系 <input checked="" type="checkbox"/> 医歯薬系

## 体制図\*

\*みなし輸出管理の運用明確化対応の関連部門のみ抜粋。  
また、本部における主幹部署（輸管事務局）を赤色で表示。  
特段の記載がない限り、資料中の「本部」は輸管事務局を指す。



## 対応検討に当たってのスケジュールとポイント



### <ポイント>

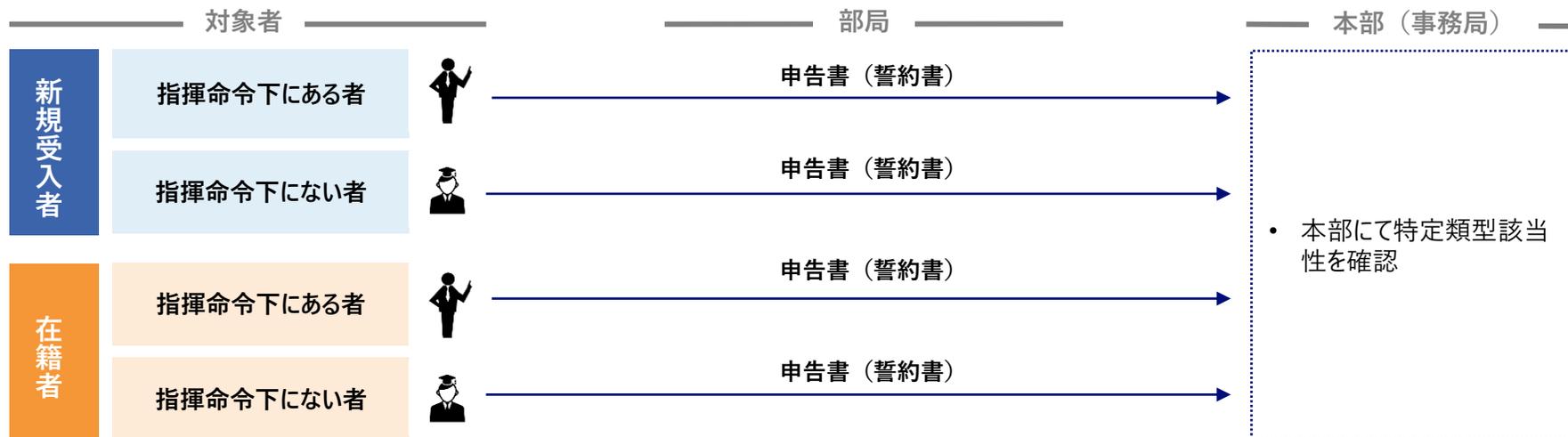
- 文科省から要請されている、研究インテグリティの確保に向けた対応の一環として、みなし輸出管理の運用明確化への対応も検討
- 制度内容を分かりやすくまとめたオンライン研修教材を作成、学生・教職員を含む大学関係者全員（非常勤等を含め約29,000名）が受講対象

## 事例4 D大学

# 特定類型該当性の確認プロセス

※新規受入者/在籍者の区分は、令和4年5月1日時点の在籍状況を元に分類

## 特定類型該当性の確認プロセス



## 申告書（誓約書）

- 申告書（誓約書）の提出を求める根拠規定
  - 輸出管理統括責任者（理事）の学内通知【参考資料】
- 様式
  - 経済産業省が提示している誓約書を使用
- 取得・保管方法
  - 学内ID所持者からは電子媒体（学内のオンライン研修システム上）で、学内ID非所持者等からは紙媒体又はWEBフォーム（Google Form）上で取得し、本部において電子媒体又は紙媒体で保管

## 特定類型該当性に関する情報管理

- 特定類型該当性に関する情報の集約・管理
  - 本部において電子システム上で一元管理（紙媒体で提出された申告書（誓約書）の情報についても本部が電子システムに登録）
- 特定類型該当性に関する情報の共有範囲・方法
  - 本部が必要と認めた範囲で、特定類型該当者が所属する各部局の部局長に共有
  - 全学の回答率、該当率等については、役員及び各部局長に共有

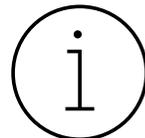
## 特定類型該当者への提供技術の管理プロセス

### 特定類型該当者把握時の対応



①本部において特定類型  
該当者を把握

部局を通じて特定類型該当者の所属する研究室を確認



②所属する部局の部局長へ情  
報共有、研究室へヒアリング協  
力依頼

把握された特定類型該当者が所属する研究室において機微技術を扱うこと  
等が想定される場合のみ、上記②を実施



③本部が指導教員等へヒ  
アリング調査

#### 【ヒアリング項目】

- ① 特定類型該当者が関与する研究内容
- ② 研究室内の機微技術の有無
- ③ 特定類型該当者が機微技術を扱う必要性の有無
- ④ 現在の機微技術の管理方法



④本部で対応方針を検討、指  
導教員等へ助言

#### 【対応例】

特定類型該当者へ機微技術を提供する段階で、事前に指導教員等が学内  
申請を徹底することを要請

# 参考資料：申告書（誓約書）提出依頼文書

※以下に掲載の資料は申告書（誓約書）提出依頼文書の再通知文書である

**取扱注意**

「みなし輸出」管理の運用明確化への対応要領  
外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項の遵守のための  
特定類型該当性に関する申告書提出

(別紙)

1 申告書提出の必要性

みなし輸出管理とは、国際的な平和及び安全の維持のため、日本国内において「非居住者」に対して特定の機微技術を提供することを目的とする取引を管理する制度であり、外為法第25条第1項に基づき事前に経済産業大臣の許可が必要になっております。

今般、限定的に解任運用されてきた外為法第25条第1項について、わが国を取り巻く経済安全保障環境を踏まえ、居住者への機微技術提供であっても、当該居住者が、非居住者へ技術情報を提供する取引と事実上一つと考えられる住者に当該非居住者から強い影響を受けている状態（特定類型）に該当する場合には、外為法第25条第1項の「特定国の非居住者に提供することを目的とする取引」に該当することが明確化され、令和4年5月1日から施行されております。

本明確化に伴い、本学においても外為法遵守の観点から、国籍に関わらず本学に所属する教職員等及び学生に対する技術提供のうち、特定類型該当者への提供とみなされる場合をあらかじめ把握し、学内において確実な管理をすることが求められております。

2 対象者

(1) 令和 年 月 日時点で在籍する全教職員（非常勤職員含む）、全学生（科目等履修生、研究生等の非正課生を含む）、受入れ研究者等

※非正課生には、( )科目等履修生等規則」で規定する者の他、短期訪問学生や各部署の内規等で運用されている実習生等も含まれます。

(2) 令和 年 月 日以降に新規に採用・入学・受入等をした全教職員（非常勤職員含む）、全学生（科目等履修生、研究生等の非正課生を含む）、受入れ研究者等の者

(3) 既に申告済の者で申告内容に変更があった者

3 実施期間

対象者(1)については、令和 年 月 日（金）まで

対象者(2)については、新規に採用・入学・受入等した翌月末日まで

対象者(3)については、変更があった際は、 宛へ連絡をしてください。

**取扱注意**

4 申告書提出方法

以下のいずれかの方法にてご提出ください。

○ をお持ちの方

大学オンライン研修システム（学生の方も利用できます。）  
<https://> にアクセスし、  
「みなし輸出管理：外為法第25条第1項及び第2項の遵守のための特定類型該当性に関する申告書」の動画（約5分）を視聴後、チェックフローにより「申告書」を提出してください。  
※受講には が必要です。

○ を持っていない方

別添「申告書」により指定されるいずれかの方法で提出してください。

ハ) a 別添「申告書」裏面のチャートに従い判断を行った結果を表面に記載の上、各部署担当者へ提出

ハ) b 別添「申告書」記載のQRコードを読み込み、アクセスできるフォームに入力して提出

5 対象者毎の周知方法

令和 年 月 日付け 宛により、 月末頃及び 月中旬頃に全学基本メール宛てにて一斉連絡を行った結果について、令和 年 月 日時点で在籍している方で既に提出いただいた方を除いたリスト（所属・身分及び氏名）を各部署事務局へ別途お知らせいたします。

各部署長、各部署事務部長、事務局各課（室）長、監査室長等におかれましては、当該リストを基に部署内の教職員・学生方について、次の対応をお願いいたします。

○ 対象者(1)に該当する以下の者

① 教職員：全学基本メールの他、部署内のメールアドレス、教授会等や、部署独自の連絡手段がございましたらそれらを用いて、本対応のご周知と申告書の提出の徹底をお願いいたします。

② 学生：全学基本メールの他、事務局学務部より学生ポータルシステムを利用して、本対応の周知と申告書の提出の徹底の依頼を行います。

③ 各部署等において正規の手続きを経て受け入れられている民間等共同研究員、

**取扱注意**

外国人招へい研究者、受託研究員、訪問研究者（員）、招聘研究員、博士研究員、短期訪問学生や内規等で運用される実習生方で、 (全学基本メール) をお持ちでない方（以下、「基本メールのない者」という。）については、別添「申告書」にて、本対応の周知と申告書の提出の徹底をお願いいたします。

ご周知の際は、前回ご作成いただいたリストを基に異動を反映されたリストを作成していただき、周知が完了されましたら当該リストを 宛宛て送付願います。

○ 対象者(2)に該当する以下の者

④ 教職員：当該教職員が勤務を開始する際に別添チラシを配布いたしますとともに、本対応のご周知と申告書の提出の徹底をお願いいたします。

⑤ 学生：上記②と同様の対応を実施します。

⑥ 基本メールのない者について、上記④と同様の対応をお願いします。

○ 対象者(3)に該当する者

⑦ お問合せ等があった際に、 宛（連絡先は本要領最終頁）に連絡することをお伝え願います。

6 留意事項

- 大学等に求められる外為法のコンプライアンスのために設置した申告制度であり、皆様の個人情報のみだりに利用することを目的とするものではありません。
- 申告は国籍を問わず必要になるものであり、外国籍の方を差別的に取り扱うことを目的とするものではありません。
- 特定類型に該当することのみをもって安全保障上懸念がある者とみなされるわけではありません。
- 申告書を提出しただけの場合、「特定類型該当者」とみなして対応せざるを得ない場合がありますことを予めご了承ください。
- 所属する部署の部署長、研究室の指導教員には特定類型該当性の状況を報告させていただく場合があります。

・ 学内の「みなし輸出」管理手続きにかかるお問合せ先  
 宛  
Email:   
URL: <https://.ac.jp/>

## 事例 5 E 大学

---

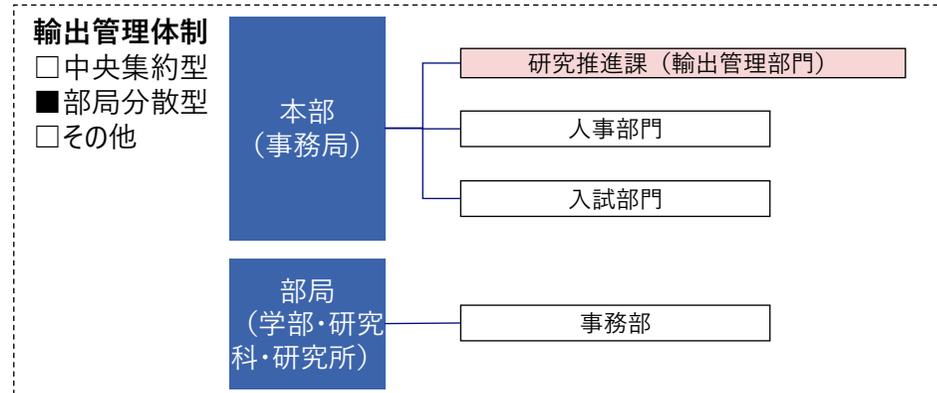
## 基本情報

### 大学基本情報

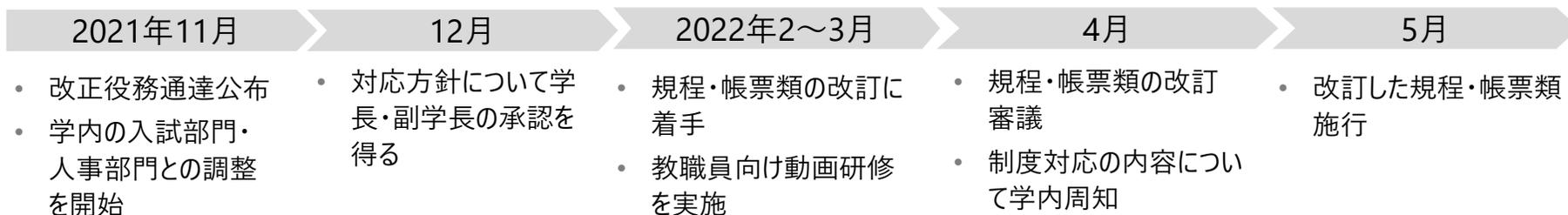
教員数・学生数	教員数 約800名 学生数 約19,000名 (内、留学生数 約800名)	
学部	■人文科学系 ■自然科学系	■社会科学系 ■医歯薬系

### 体制図\*

\*みなし輸出管理の運用明確化対応の関連部門のみ抜粋。  
また、本部における主幹部署（輸管事務局）を赤色で表示。  
特段の記載がない限り、資料中の「本部」は輸管事務局を指す。



### 対応検討に当たってのスケジュールとポイント



#### <ポイント>

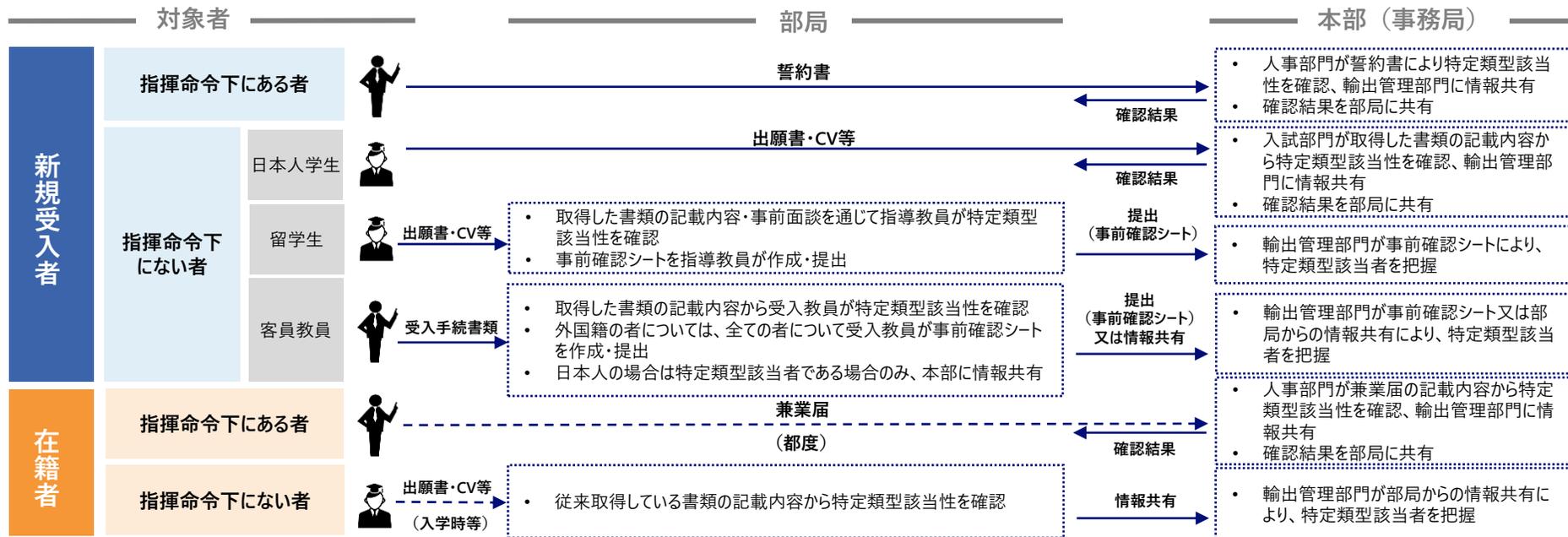
- 入試部門・人事部門に対しては、輸出管理に関する基本的な内容から丁寧に説明した資料を作成した上で、説明を実施
- 改訂した規程・帳票類・輸出管理ハンドブックは、学内のイントラネットに掲載して周知するとともに、学部長会議で報告し、学部の教授会でも情報共有するよう依頼
- 新たに作成した産学連携のリスクマネジメントに関する研修動画の中で今回の制度見直しについても言及、教職員向け研修で使用

## 事例5 E大学

# 特定類型該当性の確認プロセス

※新規受入者/在籍者の区分は、令和4年5月1日時点の在籍状況を元に分類

## 特定類型該当性の確認プロセス



### 誓約書

- 誓約書の提出を求める根拠規程
  - ・ 特になし  
(採用手続に係る提出書類の追加と位置付け)
- 様式
  - ・ 経済産業省が提示しているものを使用
- 取得・保管方法
  - ・ 紙媒体で取得し、人事部門が紙媒体で保管

### 特定類型該当性に関する情報管理

- 特定類型該当性に関する情報の集約・管理
  - ・ 本部（輸出管理部門）に情報集約
  - ・ 情報が定期的に最新の状態に更新できるよう、既存の人事情報データベースや学籍情報データベースで管理することを検討中
- 特定類型該当性に関する情報の共有範囲・方法
  - ・ 本部から輸出管理部局責任者（学部長等）に対して情報共有され、輸出管理部局責任者（学部長等）の判断で部局内関係者（学科の主任教授・指導教員等）に情報共有

## 特定類型該当者への提供技術の管理プロセス

### 特定類型該当者（留学生、外国人客員教員）受入れ時の対応



①部局において特定類型該当者を把握

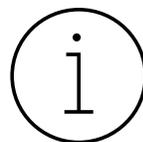


②指導教員・受入教員が事前確認シートを作成、本部（輸出管理部門）へ提出

### 特定類型該当者（日本人学生、教員）受入れ時の対応



①本部（入試部門、人事部門）において特定類型該当者を把握



②本部から学部長等に対して情報共有の後、学部長等の判断で、指導教員・主任教授等に情報共有



③技術提供時点で、指導教員・主任教授等が事前確認シートを作成、本部へ提出

## 事例 6 F 大学

---

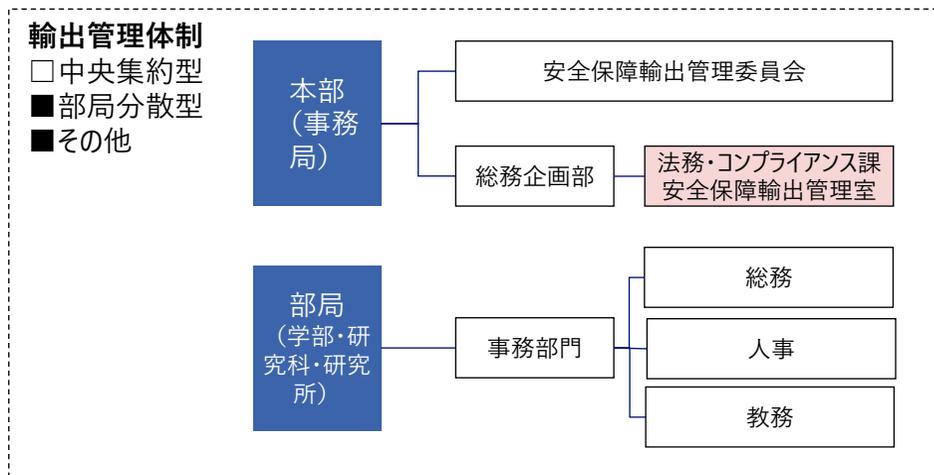
# 基本情報

## 大学基本情報

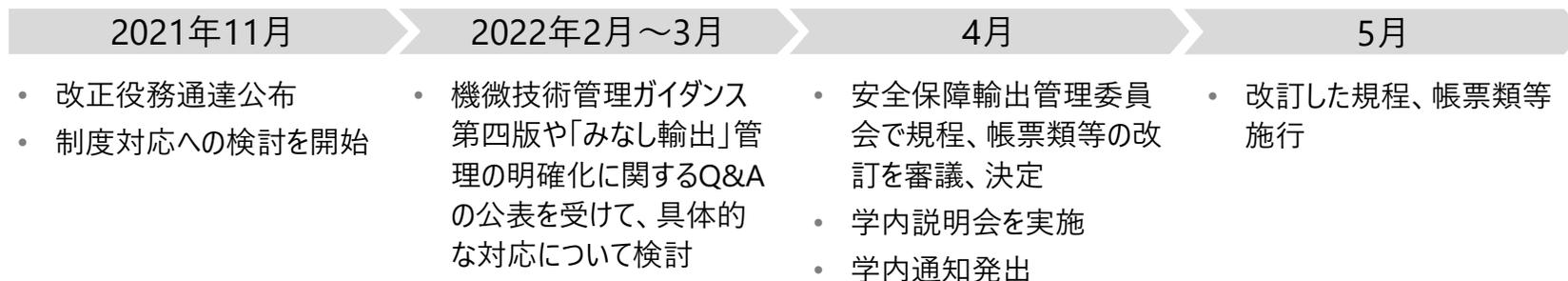
教員数・学生数	教員数 約3,100名 学生数 約17,600名 (内、留学生数 約1,700名)	
学部	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 人文科学系</li> <li>■ 自然科学系</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 社会科学系</li> <li>■ 医歯薬系</li> </ul>

## 体制図\*

\*みなし輸出管理の運用明確化対応の関連部門のみ抜粋。  
また、本部における主幹部署（輸管事務局）を赤色で表示。  
特段の記載がない限り、資料中の「本部」は輸管事務局を指す。



## 対応検討に当たってのスケジュールとポイント



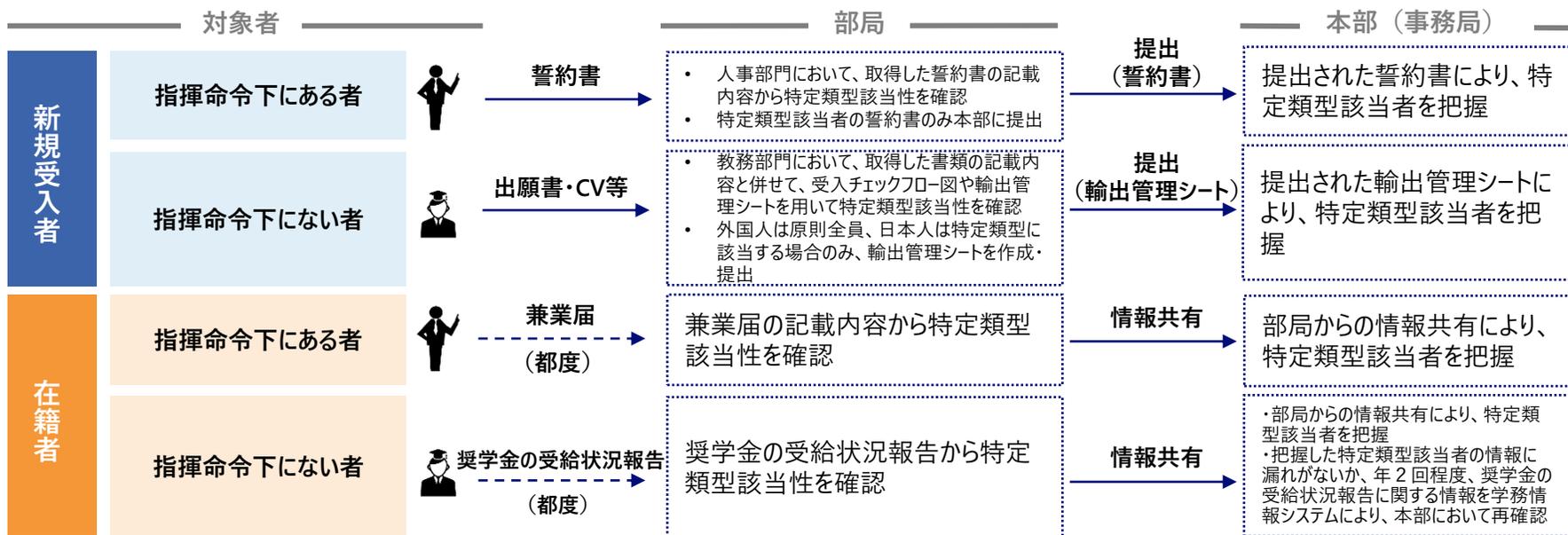
### <ポイント>

- 輸出管理プロセスや帳票類は大きく変えず、従来の輸出管理フローの中に特定類型該当性の確認等を行う手続きを追加
- 大学独自資料として、特定類型に該当する場合の具体例をまとめたもの【参考資料1】を作成し、学内イントラに掲載

# 特定類型該当性の確認プロセス

※新規受入者/在籍者の区分は、令和4年5月1日時点の在籍状況を元に分類

## 特定類型該当性の確認プロセス



### 誓約書

- 誓約書の提出を求める根拠規程
  - ・ 安全保障輸出管理細則【参考資料2】
- 様式
  - ・ 経済産業省が提示しているものを一部変更して使用【参考資料3】
- 取得・保管方法
  - ・ 紙媒体で取得し、人事部門において紙媒体で保管

### 特定類型該当性に関する情報管理

- 特定類型該当性に関する情報の集約・管理
  - ・ 本部において、特定類型該当者名簿を作成【参考資料5】
- 特定類型該当性に関する情報の共有範囲・方法
  - ・ 特定類型該当者が所属する部局関係者（部局長、受入教員、各部局の輸出管理担当事務職員（総務））に共有

## 特定類型該当者への提供技術の管理プロセス

### 特定類型該当者受入れ時の対応



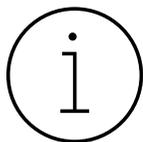
①部局（人事又は教務部門）において特定類型該当者を把握



②受入教員等が輸出管理シートを作成、本部へ提出

外国人教職員・学生については、特定類型該当性にかかわらず、受入れ時に原則全員の輸出管理シートを作成・提出

日本人教職員・学生で特定類型に該当する場合のみ、この時点で作成・提出



③所属部局関係者（部局長、受入教員、部局の輸出管理担当事務（総務））へ情報共有

本人と所属部局関係者（部局長、受入教員、輸出管理担当者）に対して、輸出管理上の留意事項等を文書で通知

## 参考資料1：特定類型に該当する場合の具体例を解説した学内参考資料

✓ 大学独自資料として、特定類型に該当する場合の具体例をまとめたものを作成し、学内イントラに掲載

### 特定類型②に関するもの

#### 特定類型②の『外国政府派遣留学生』の具体例

※日本学生支援機関（JASSO）「2021（令和3）年度留学生調査の回答にあたって」より  
各地域 外務省ホームページ「国・地域」参照 五十音順

##### アジア

- ・インドネシア政府派遣留学生（LPDP奨学金を含む）
- ・インド政府派遣留学生
- ・カザフスタン政府派遣留学生（BOLASHAK奨学金を含む）
- ・韓国政府派遣留学生
- ・シンガポール政府派遣留学生
- ・スリランカ政府派遣留学生
- ・タイ政府派遣留学生（ODOS=OneDistrictOneScholarshipを含む）
- ・台湾政府派遣留学生（教育部等）
- ・中国政府派遣留学生（国家建設高水平大学公派研究生を含む）
- ・パキスタン政府派遣留学生
- ・バングラデシュ政府派遣留学生
- ・フィリピン政府派遣留学生
- ・ブータン政府派遣留学生
- ・ブルネイ政府派遣留学生
- ・ベトナム政府派遣留学生
- ・マレーシア政府派遣留学生
- ・モンゴル政府派遣留学生

##### 中南米

- ・ドミニカ政府派遣留学生
- ・パナマ政府派遣留学生
- ・パラグアイ政府派遣留学生
- ・ブラジル政府派遣留学生
- ・メキシコ政府派遣留学生

##### 欧州

- ・トルクメニスタン政府派遣留学生
- ・ノルウェー政府派遣留学生
- ・ロシア政府派遣留学生

##### 中東

- ・アフガニスタン政府派遣留学生
- ・アラブ首長国連邦政府派遣留学生
- ・イラン政府派遣留学生
- ・オマーン政府派遣留学生
- ・カタール政府派遣留学生
- ・クウェート政府派遣留学生
- ・サウジアラビア政府派遣留学生
- ・シリア政府派遣留学生
- ・トルコ政府派遣留学生
- ・バーレーン政府派遣留学生

##### アフリカ

- ・エジプト政府派遣留学生
- ・エチオピア政府派遣留学生
- ・ケニア政府派遣留学生
- ・ジンバブエ政府派遣留学生
- ・ボツワナ政府派遣留学生
- ・リビア政府派遣留学生

## 参考資料2：安全保障輸出管理細則

### 第8条の2

教員等（文系（非実験系）の教員等及び事務職員を除く。）を採用する場合、その担当係は別記様式第6号の2により誓約書の提出を求めるものとする。

## 事例6 F大学

### 参考資料3：誓約書

- ✓ 特定類型①、②に該当する場合について、分かりやすい例示を記載
- ✓ 特定類型該当性に変更があった場合、誓約書の再提出が必要になる旨を明記
- ✓ 誓約書の記載内容について、必要な場合には関係者に情報共有される場合がある旨を明記

別記様式第6号の2（第8条の2関係）

令和 年 月 日

特定類型該当性に関する誓約書

F大学総長 殿

所属部局： \_\_\_\_\_  
職 名： \_\_\_\_\_  
氏 名： \_\_\_\_\_  
(署名) \_\_\_\_\_

私は、以下に記載する特定類型①又は②に該当する居住者に対して技術の提供を行う場合は、経済産業大臣の許可が必要になる可能性があることを理解し、貴学の法令遵守のため、特定類型①又は②に該当するか否かについて、下記のとおり誓約いたします。

私は、

- 以下の特定類型①に該当します。
- 以下の特定類型②に該当します。
- 以下の特定類型①及び②に該当します。
- 以下のいずれにも該当しません。

・特定類型①：外国政府、外国大学又は外国企業と契約関係がある者

例1 本学の教員で外国の大学、外国政府機関又は外国企業と雇用契約を結ぶ兼業をしている者（クロスアポイントメント含む）

例2 外国大学に籍を置き、サバティカル制度やJSPS外国人特別研究員のように、本学に長期研究（6月以上）のために来ている者

例3 外国企業に勤務している社会人学生

・特定類型②：外国政府から資金提供を受けている者

例1 外国政府から留学資金を受けている学生

例2 外国政府の理工系人材獲得プログラムに参加し、個人として生活費や研究資金の提供を受けている者

※特定類型に該当するかどうかについては、別添「特定類型該当性の確認について」を参照してください。

注1：上記特定類型に変更があった場合には、再度、本誓約書を提出してください。

注2：本誓約書の内容について、本学における輸出管理上必要となる場合には関係者に共有される場合があります。

(参考：特定類型①又は②の法令上の記載については裏面を参照してください。)

(参考)

「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（令和4年12月21日付け4貿易第492号。以下「役務通達」という。）の1（3）サ①又は②

① 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体（以下「外国法人等」という。）又は外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行並びに外国の政党その他の政治団体（以下「外国政府等」という。）との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該外国法人等若しくは当該外国政府等の指揮命令に服する又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して善管注意義務を負う者（次に掲げる場合を除く。）

(イ) 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、当該本邦法人又は当該者が、当該外国法人等又は当該諸外国政府等との間で、当該本邦法人による当該者に対する指揮命令又は当該本邦法人に対して当該者が負う善管注意義務が、当該外国法人等若しくは当該外国政府等による当該者に対する指揮命令又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して当該者が負う善管注意義務よりも優先すると合意している場合

(ロ) 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、グループ外国法人等（当該本邦法人の議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有する外国法人により議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有される外国法人等をいう。以下同じ。）との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該グループ外国法人等の指揮命令に服する又は当該グループ外国法人等に対して善管注意義務を負う場合

② 外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益（金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち25%以上を占める金銭その他の利益をいう。）を得ている者又は得ることを約している者

参考資料4を参照

## 参考資料4：特定類型該当性の確認について（一部抜粋）

✓ 特定類型①、②の定義について、具体例を提示して解説

### 特定類型①に該当する場合

契約に基づき、外国政府・外国法人等の支配下にある者

(経済産業省貿易管理部「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドンス（大学・研究機関用）第四版より）

≡ 外国政府、外国大学又は外国企業と契約関係がある者

例1 本学の教員で外国の大学、外国政府機関又は外国企業と雇用契約を結び兼業をしている者

！クロスアポイントメントも含まれます

！雇用契約だけでなく、委任契約や請負契約も含む場合があります。

詳しくは4ページをご覧ください。

例2 外国大学に籍を置き、サバティカル制度やJSPS外国人特別研究員のように、本学に長期研究（6月以上）のために来ている者

例3 外国企業に勤務している社会人学生

！外資系企業（外国法人等の子会社である本邦法人）は含みません

上記のいずれかに該当している場合は、**特定類型①**に該当します。

1

### 特定類型②に該当する場合

経済的利益に基づき、外国政府等の実質的な支配下にある者

(経済産業省貿易管理部「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドンス（大学・研究機関用）第四版より）

≡ 外国政府から資金提供を受けている者

例1 外国政府から留学資金の提供を受けている学生

！外国法人等から資金提供を受けている場合は該当しません。

！日本の独立行政法人等に相当する公的組織（「日本学術振興会」等）からの資金提供については安全保障輸出管理室までご相談ください

！外国政府が提供する留学資金（外国政府派遣留学生）の詳細は5ページをご覧ください

例2 外国政府の理工系人材獲得プログラムに参加し、個人として生活費や研究資金の提供を受けている研究者

！個人の所得として資金提供を受けている場合のみ該当します

！提供された資金を大学が受け取る場合は該当しません

上記のいずれかに該当している場合は、**特定類型②**に該当します。

法令上では、得ている経済的利益を金銭換算したとき年間所得のうち25%以上を占めている場合には、特定類型②に該当と判断されます。学内では、奨学金や研究資金等を個人として受領している場合は、便宜的に特定類型②に該当するとして扱います。

2

参考資料5：特定類型該当者名簿

特定類型該当者名簿

No.	輸出 種類	承認日	申請者氏名	申請者 職名	申請者所属 部局名	受入取引 期間始期	受入取引 期間終期	相手先氏名	相手先国籍	受入身分	現在の所属機関_名称	現在の所属 機関所在地 国名	種別	特定類型該当	備考
1	受入	2022/12/12	〇〇〇〇	教授	〇〇研究科	2023/1/1	2023/8/31	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇	特任教授	〇〇〇〇〇〇〇大学 (教授)	〇〇〇〇	グループA	特定類型①	現在の所属機関〇〇〇〇〇〇〇大学の身分を有したまま、本学特任教授として雇用する。

## 事例 7 G 大学

---

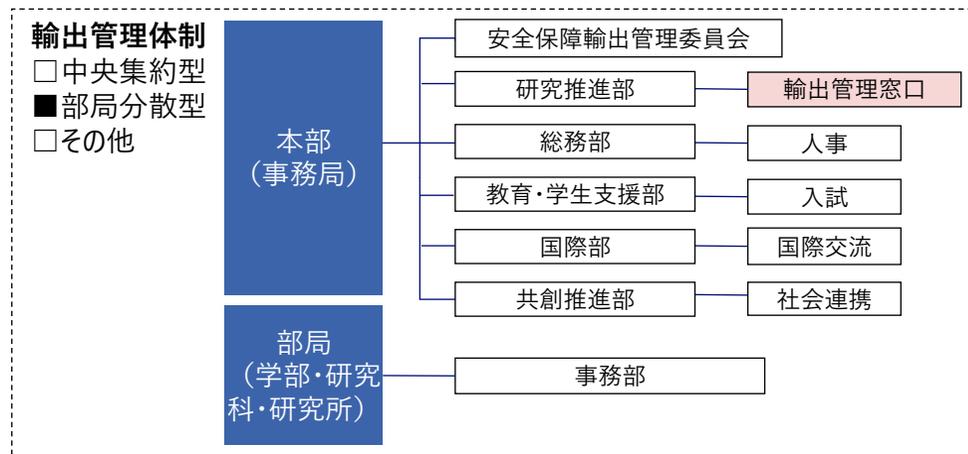
# 基本情報

## 大学基本情報

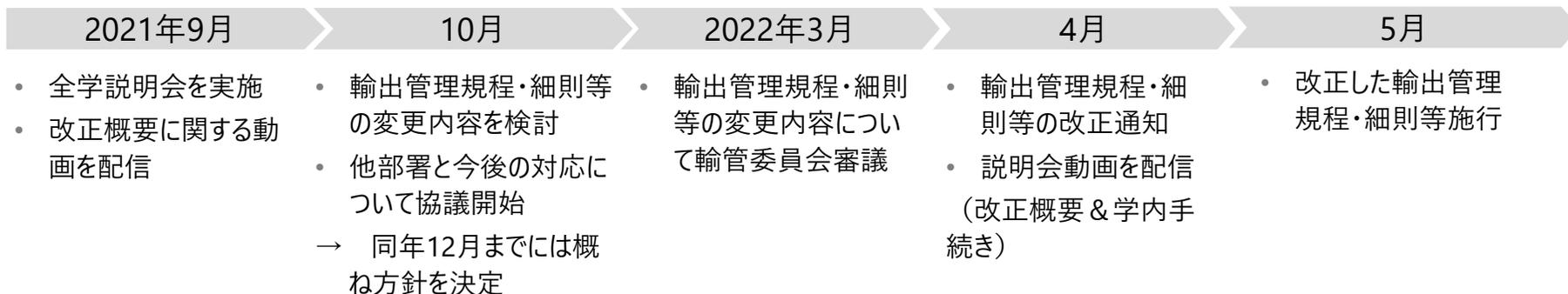
教員数・学生数	教員数 約3,000名 学生数 約23,000名 (内、留学生数 約2,500名)	
学部	■人文科学系 ■自然科学系	■社会科学系 ■医歯薬系

## 体制図\*

\*みなし輸出管理の運用明確化対応の関連部門のみ抜粋。  
また、本部における主幹部署（輸管事務局）を赤色で表示。  
特段の記載がない限り、資料中の「本部」は輸管事務局を指す。



## 対応検討に当たってのスケジュールとポイント



### <ポイント>

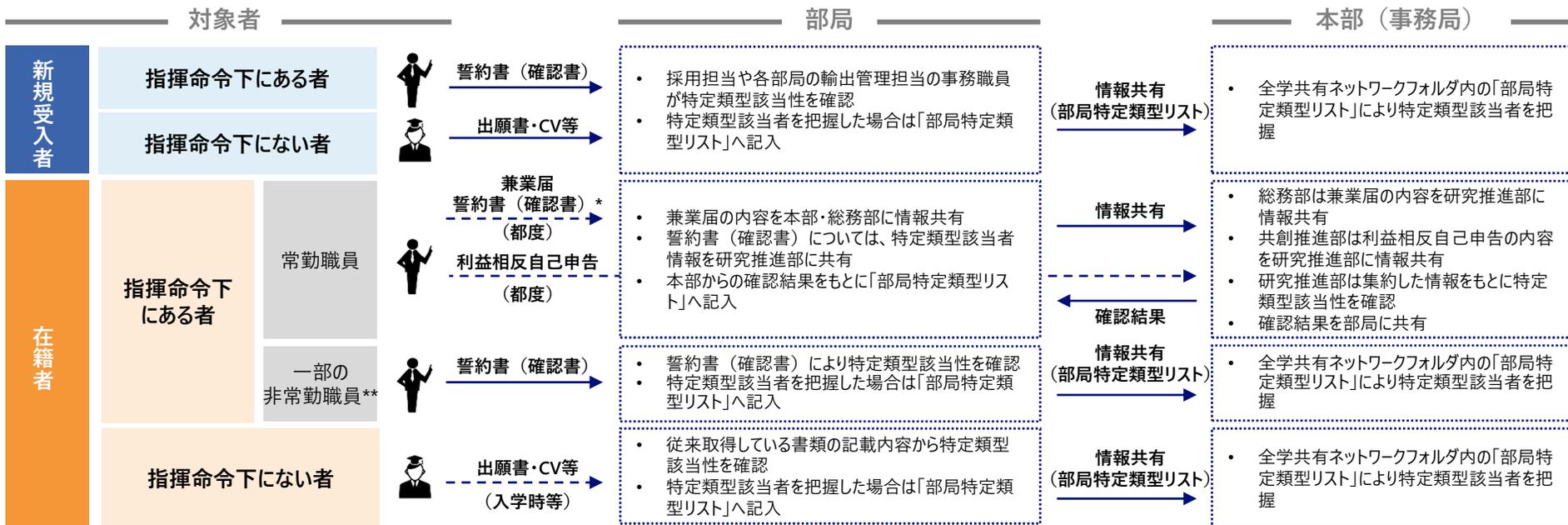
- 制度周知については動画配信で行い、海外機関との業務が予想される部門（国際交流委員会等）については、別途、個別に説明会を実施することで理解度を深めた
- 学内監査実施時に、教職員等に対してみなし輸出管理の運用明確化に関する制度への理解度を確認する質問を実施した

## 事例7 G大学

# 特定類型該当性の確認プロセス

※新規受入者/在籍者の区分は、令和4年5月1日時点の在籍状況を元に分類

## 特定類型該当性の確認プロセス



\*兼業届・利益相反自己申告を提出する際に、「新たに海外機関と雇用契約等を締結又は新たに海外機関から利益を得る場合」に自身が該当する場合は自己申告で誓約書（確認書）を部局に提出

\*\*兼業届・利益相反自己申告の提出義務がない非常勤職員。（兼業届・利益相反自己申告の提出義務がある非常勤職員については、常勤職員と同様に本部が特定類型該当性を確認）

## 誓約書

- 誓約書の提出を求める根拠規程
  - ・ 安全保障輸出管理細則【参考資料1】
- 様式
  - ・ 経済産業省が提示しているものを使用
- 取得・保管方法
  - ・ 紙媒体で取得し、部局において紙媒体で保管が原則（電子化して保存可）

## 特定類型該当性に関する情報管理

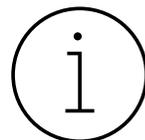
- 特定類型該当性に関する情報の集約・管理
  - ・ 部局ごとに「部局特定類型リスト」を作成し、全学共有ネットワークフォルダ内で情報を一元管理
  - ・ 本部（研究推進部輸出管理担当窓口・総務部人事課）は全てを、各部局事務部（輸出管理担当係）は自分の部局のリストのみ閲覧可能
- 特定類型該当性に関する情報の共有範囲・方法
  - ・ 部局関係者（部局長、指導教員等）に共有

## 特定類型該当者への提供技術の管理プロセス

### 特定類型該当者受入れ時の対応



①部局において特定類型該当者を把握



②技術提供代表者（指導教員、上司等）へ情報共有



③技術提供代表者が、提供予定の技術について事前確認シートを作成、本部へ提出



④本部が技術提供代表者と対応方針を検討

提供予定の技術が規制対象である場合には経済産業省への許可申請や研究活動の制限等があり得る旨を、技術提供代表者から特定類型該当者へ説明

技術提供代表者に特定類型該当者の（１）（２）への参加可能性を確認し、参加可能性がある場合は、事前に輸出管理手続（経済産業省への許可申請等）を行うよう技術提供代表者へ要請

（１）規制対象技術の提供がある学内外イベント（例：複数の研究室の合同研究会、企業との共同研究）

（２）保有技術の機微度（リスク度）が高い研究室（※）との打合せや研究発表会

※保有技術調査により把握済み

## 参考資料1：安全保障輸出管理細則（抜粋）

### 安全保障輸出管理細則

（特定類型該当性の確認）

第5条 本学との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結し、当該契約に基づき本学の指揮命令に服することとなる者を受け入れる場合、その受け入れを行う部局は、別紙様式第7号に定める特定類型該当性にかかる確認書（以下「確認書」という。）の提出を求め、受け入れの日までに取得し特定類型該当性の確認を行わなければならない。この場合において、確認書の提出を拒否した者は、特定類型に該当するとみなすものとする。

2 前項に規定する本学の指揮命令に服することとなる者に該当しない者を受け入れる場合、その担当係は、受入審査時に慣習上通常取得することとなる文書から、これらの者の特定類型該当性について、可能な範囲で確認を行うこととする。

## 参考資料2：誓約書（確認書）に添付される提出依頼文書

< 依頼文書 > 安全保障輸出管理に係る確認書の提出について

■■■■では経済産業省からの指示のもと、外国為替及び外国貿易法（外為法）による安全保障輸出管理の観点から、教職員を雇用するにあたり被雇用者に添付の確認書を提出頂くよう求めています。つきましては、添付の「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項の遵守のための特定類型該当性に関する確認書」（以下、「確認書」という。）においてご自身が特定類型に該当するかどうかチェックをいただき提出をお願いします。

1. 本確認書で得た情報は、本学における安全保障輸出管理の徹底やリスクマネジメントを目的として利用されます。あくまで外為法等の遵守が目的であり、特定類型該当となった方を差別的に扱ったり不当に受入を拒否したりすることを目的として取得するものではありません。また、本確認書で得た情報は個人情報として学内で適切に管理され、輸出管理担当者等の特定の関係者以外には公開されません。
2. ■■■■では人の受入について、外為法に基づいて「■■■■安全保障輸出規程」を定め、審査を行っております。特定類型該当者と判断され、かつ規制の対象となる技術を取り扱う場合は、場合によっては経済産業大臣への許可申請が必要になり、希望する研究活動に制限がかかる場合があります。
3. 確認書提出後、内容に変更が生じた場合は、速やかに所属（又は所属予定）の部署事務まで申し出のうえ、改めて確認書を提出してください。
4. 確認内容に虚偽があった場合は、「■■■■安全保障輸出管理規程」第22条に基づき、処分等が行われる場合がありますのでご注意ください。

◆ 本件問い合わせ先：■■■■

◆ 経産省からの案内：

[https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law\\_document/minashi/jp\\_daigaku.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/minashi/jp_daigaku.pdf)



### 依頼文書には以下の5点を明記

- ✓ 特定類型該当者を差別的に扱ったり、不当に受入を拒否することを目的として取得するものではないこと
- ✓ 誓約書に記載された個人情報、輸出管理担当者等の特定の関係者以外には公開されないこと
- ✓ 特定類型該当者については、希望する研究活動に制限がかかる場合があること
- ✓ 提出済の誓約書に変更が生じた場合には、再提出が必要になること
- ✓ 誓約書に虚偽の内容を記載した場合には、学内規則に基づき処分等が行われる場合があること

## 事例 8 H大学

---

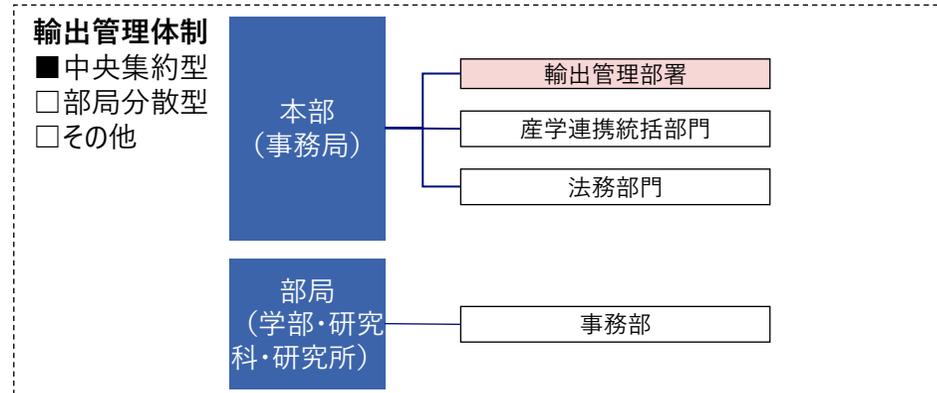
## 基本情報

### 大学基本情報

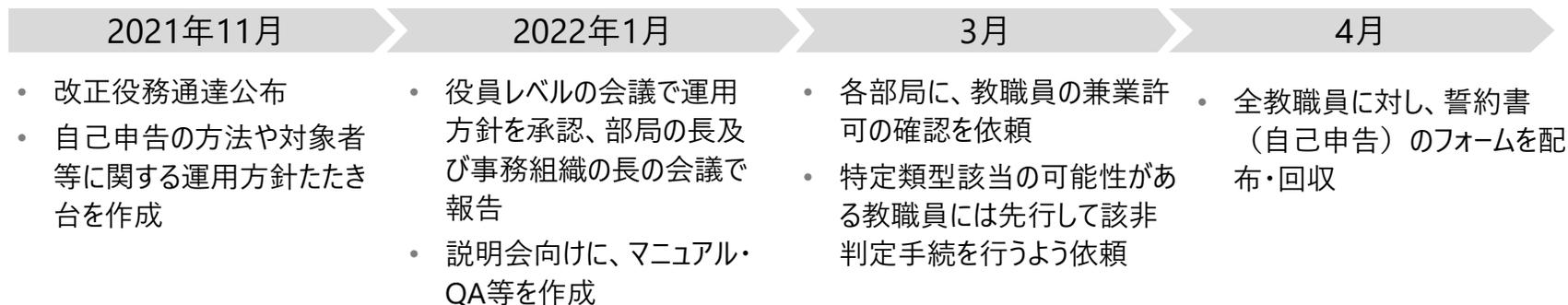
教職員数・学生数	教職員・学生数 約40,000名 (内、留学生数 約4,600名)				
学部	<table border="0"> <tr> <td>■人文科学系</td> <td>■社会科学系</td> </tr> <tr> <td>■自然科学系</td> <td>■医歯薬系</td> </tr> </table>	■人文科学系	■社会科学系	■自然科学系	■医歯薬系
■人文科学系	■社会科学系				
■自然科学系	■医歯薬系				

### 体制図\*

\*みなし輸出管理の運用明確化対応の関連部門のみ抜粋。  
また、本部における主幹部署（輸管事務局）を赤色で表示。  
特段の記載がない限り、資料中の「本部」は輸管事務局を指す。



### 対応検討に当たってのスケジュールとポイント



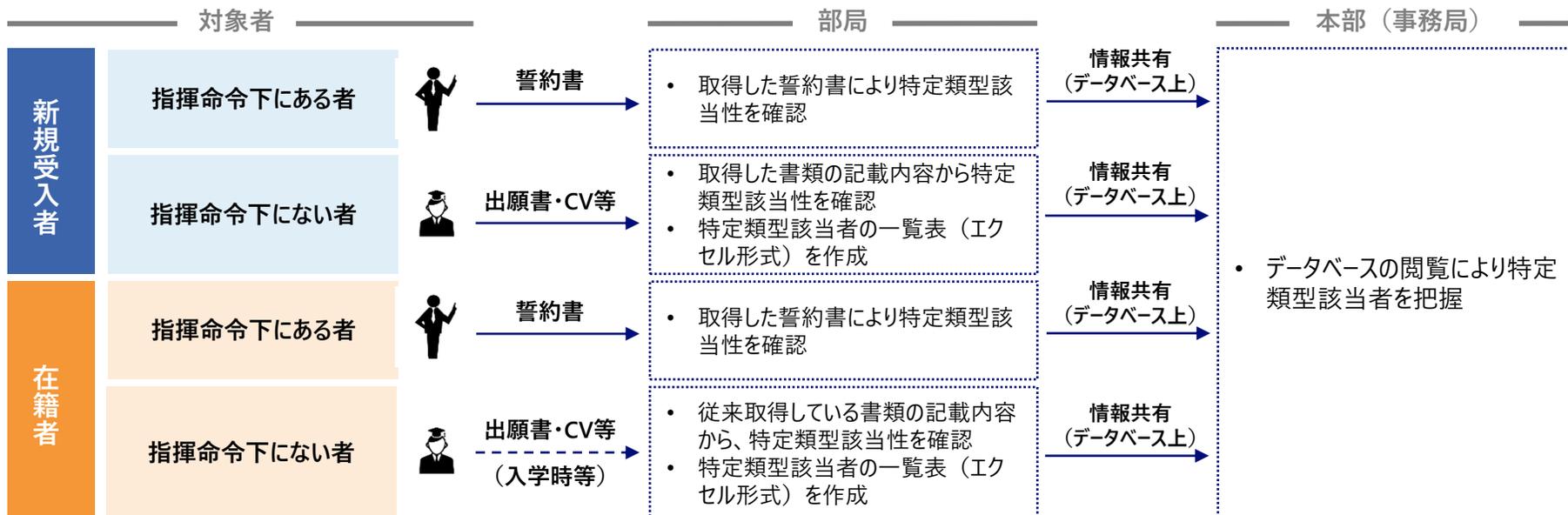
#### <ポイント>

- 大学オリジナルのマニュアル（特定類型該当者がどのように対応すればよいかも記載）やQA（部局とのやりとりで発生し、学内共有が必要と思われる質問を抽出）を作成し、イントラネットに掲載
- 工学部や理学部等、輸出管理の件数が多い部局の幹部との打合せはより重点的に、2021年10月頃から計10回程度実施

# 特定類型該当性の確認プロセス

※新規受入者/在籍者の区分は、令和4年5月1日時点の在籍状況を元に分類

## 特定類型該当性の確認プロセス



### 誓約書

- 誓約書の提出を求める根拠規程
  - ・ 特になし（部局からの依頼文書（メール））【参考資料1】
- 様式
  - ・ 経済産業省が提示しているものをベースに一部変更して利用【参考資料2】
- 取得・保管方法
  - ・ 電子形式（Microsoft Forms）で取得し、部局ごとに回答データをデータベースで保管

### 特定類型該当性に関する情報管理

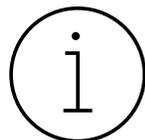
- 特定類型該当性に関する情報の集約・管理
  - ・ 部局ごとに指揮命令下にある者と指揮命令下でない者の特定類型該当性に関する情報をデータベースで別々に管理
  - ・ 本部は各部局が管理するデータベースの情報を全て閲覧可能
  - ・ 各部局は、自分の部局の回答データのみを閲覧可能
- 特定類型該当性に関する情報の共有範囲・方法
  - ・ 部局ごとの判断で、部局事務の担当者、所属組織研究室等の長及び技術の提供を行うため確認が必要な者（外為法の遵守に必要な範囲）のみに共有。

## 特定類型該当者への提供技術の管理プロセス

### 特定類型該当者（教職員）把握時の対応



①部局において特定類型該当者を把握



②本人にメール連絡

【参考資料3】



③研究室の長<sup>※</sup>が事前確認シートを作成、該非判定を実施

#### 【連絡内容】

- ・所属する研究室の長<sup>※</sup>と輸出管理部署（本部）へ本人から知らせること
- ・日常的な技術提供（研究室内等）に際し、該非判定などの輸出管理手続が事前に必要となること
- ・必要となる輸出管理手続を本部に確認すること

※研究室の長自身が特定類型に該当する場合は、それに次ぐ立場の者

### 個別の場面での技術提供管理を適切に行うための追加手続



共同研究等で学内の他の研究室に所属する者へ技術提供を行う際は、事前に当該者の特定類型該当性を問合せ

技術提供を行う者が、提供相手（他の研究室所属者）の特定類型該当性を、提供相手が所属する部局事務に対して事前に問合せを行う

## 参考資料1：誓約書の提出に関する教職員宛のメール例

〇〇研究科教職員各位

2022年4月1日

外為法関連法令の改正に伴う「みなし輸出管理」に関する自己申告について

### 1. 自己申告が必要な理由

外国為替及び外国貿易法の関連法令（以下、「外為法等」という）が改正され、2022年5月1日から「みなし輸出管理」の対象が拡大されます。

外為法等が対象とする貨物の輸出及び技術の提供とは、国境を超えて貨物を輸出し技術を提供することのみならず、国内であっても、居住者(\*)から非居住者への技術の提供が「輸出とみなされ」、外為法による輸出管理の対象となっています（みなし輸出管理）。加えて、改正外為法等施行後は、居住者から居住者に対する技術の提供についても、技術の提供を受ける居住者が外為法等に規定される外国政府等や外国法人等から強い影響を受けている状態に該当（以下、「類型該当」という）する場合には、みなし輸出管理の対象となります。

改正外為法等では、学内での居住者から類型該当者へ技術を提供する際にみなし輸出管理を遵守するために、個々の教職員に、その雇用時等に類型に該当するか否かについて大学に対して自己申告することを求めています。このため、本学においても全教職員（新規採用者及び既に採用されている者）に自己申告をして頂く必要があります。

## 参考資料2 – ①：誓約書（一部抜粋）

✓ 特定類型①の該当性を確認するために、契約を締結している外国法人等の名称や契約期間に関する回答欄を作成

4. あなたは、2022年5月1日以降、メール文面で説明されている類型①に該当しますか。  
Are you applicable to the category① as explained in the email text on and after May 1, 2022? \*

はい Yes  
 いいえ No

5. 契約を締結している外国法人等の所在国 (1)  
Fill in the name of the country the foreign corporation or government you have a contract with exists in. \*

回答を入力してください

6. 契約を締結している外国法人等又は外国政府等の名称 (1)  
Fill in the name of the foreign corporation or government you have a contract with. \*

7. 契約期間（始期） (1)  
契約が開始する年月を、202104のように連続する6桁の数字で入力してください。  
Contract period (start)  
Fill in the year and month starting the contract by 6 consecutive numbers such as 202104. \*

200000 から 300000 の間の数値を指定する必要があります

8. 契約期間（終期） (1)  
契約が終了する年月を、202512のように連続する6桁の数字で入力してください。定まっていない場合は、999999を記入してください。  
Contract period (end)  
Fill in the year and month ending the contract by 6 consecutive numbers such as 202512. If the end time is not set, enter 999999. \*

200000 から 999999 の間の数値を指定する必要があります

## 参考資料2 – ②：誓約書（一部抜粋）

✓ 特定類型②の該当性を確認するために、どの外国政府等から利益を得ているか、利益を得る期間等に関する回答欄を作成

10. あなたは、2022年5月1日以降、メール文面で説明されている類型②に該当しますか。  
Are you applicable to the category② as explained in the email text on and after May 1, 2022? \*

- はい Yes  
 いいえ No

11. 利益を得ている外国政府等の所在国 (1)  
Fill in the name of the country the foreign government you earn profit from exists in. \*

回答を入力してください

12. 利益を得ている外国政府等の名称 (1)  
Fill in the name of the foreign government you earn profit from. \*

回答を入力してください

13. 利益を得る期間（始期） (1)  
期間が開始する年月を、202104のように連続する6桁の数字で入力してください。  
Profit earning period (start)  
Fill in the year and month you start to earn the profit by 6 consecutive numbers such as 202104. \*

200000 から 300000 の間の数値を指定する必要があります

14. 利益を得る期間（終期） (1)  
期間が終了する年月を、202512のように連続する6桁の数字で入力してください。定まっていない場合は、999999を記入してください。  
Profit earning period (end)  
Fill in the year and month you end to earn the profit by 6 consecutive numbers such as 202512. If the end time is not set, enter 999999. \*

200000 から 999999 の間の数値を指定する必要があります

15. 他にも利益を得ている外国政府等がありますか。 はいの場合、さらに記述して頂きます。(2)  
Do you have more governments you earn profit from? If yes, you are requested to fill in more. \*

- はい Yes  
 いいえ No

## 参考資料2 – ③：誓約書（一部抜粋）

✓ 誓約書の回答内容の取扱いについても明記し、同意を求めている

18. あなたは、以下の事項につき同意しますか。

Do you consent to the followings? \*

(1) 今後、以上の質問への回答から状況が変わり、新たに、外国法人等と雇用契約等を締結したり、外国政府等から利益を得ることになる場合、速やかに再度この誓約書を提出すること

You will resubmit this declaration form as soon as possible, when you conclude a new contract with a foreign government or corporation or when you begin to earn profit from another foreign government.

(2) 今後、他の部局へ異動した場合には、異動先の部局で再度誓約書を提出すること

You will resubmit this declaration form soon after you move to another department.

(3) 以上の質問への回答内容が、■■■■■が法令を遵守するに必要な範囲で学内の外為法遵守関係者に共有されること

The answers above you are submitting will be shared among the staff in charge of complying with the Foreign Exchange and Foreign Trade Act in order for ■■■■■ comply with the Act.

(4) 以上の質問への回答内容が、職員兼業規程に基づく兼業許可申請、利益相反ポリシー及び職員倫理規程に基づく自己申告、競争的研究費の適正な執行に関する指針に基づく支援情報の報告などとクロスチェックされる可能性があること

The answers above you are submitting might be used in order to do crosscheck with application based on the multi-jobs code ('Kengyo kitei'), declaration based on the conflict of interests policy and the ethical code, declaration based on the guideline on execution of competitive research funding, and so on.

はい Yes

いいえ No

## 参考資料3：特定類型該当者に対するの送信メール例

<外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項の遵守のための特定類型該当性に関する誓約書>に関する回答を受け付けました。

あなたは類型①又は類型②に該当しています。

研究室の長（あなたが長の場合、あなたに次ぐ立場の方）に、あなたが外為法に規定するみなし輸出類型該当者であることを伝えてください。学内の他の教職員があなたに技術を提供する場合、その技術の提供者は輸出管理部署とともに、外為法に沿った審査を行う必要があります。

研究室内では日々技術のやりとりをしていることから、類型該当者であるあなたに研究室内の他の方が提供する可能性のある技術につき、あらかじめ外為法上の審査を行う必要があるため、研究室の長に伝えるとともに、輸出管理部署●●●にも連絡してください。同室から必要な審査の手続きにつきお伝えします。

## 事例 9 | 大学

---

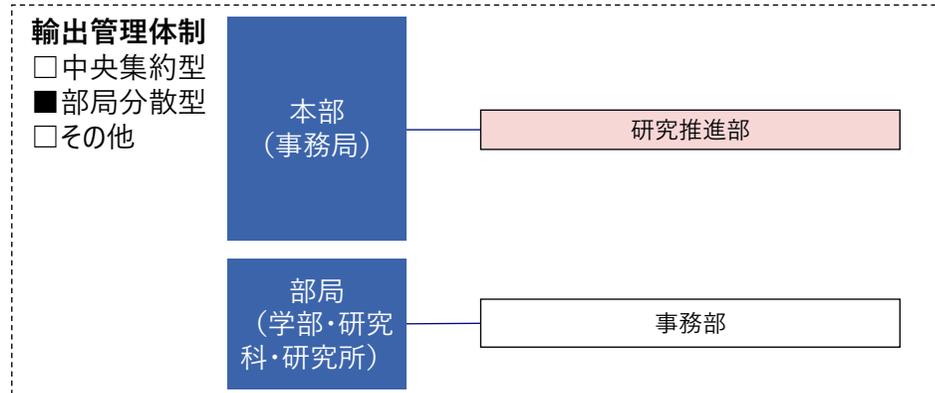
## 基本情報

### 大学基本情報

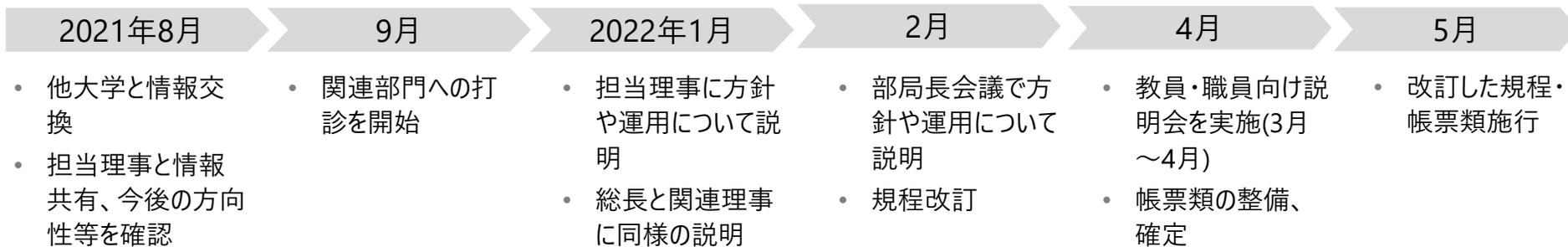
教員数・学生数	教員数 約3,500名 学生数 約22,600名 (内、留学生数 約2,800名)	
部局	■人文科学系 ■自然科学系	■社会科学系 ■医歯薬系

### 体制図\*

\*みなし輸出管理の運用明確化対応の関連部門のみ抜粋。  
また、本部における主幹部署（輸管事務局）を赤色で表示。  
特段の記載がない限り、資料中の「本部」は輸管事務局を指す。



### 対応検討に当たってのスケジュールとポイント



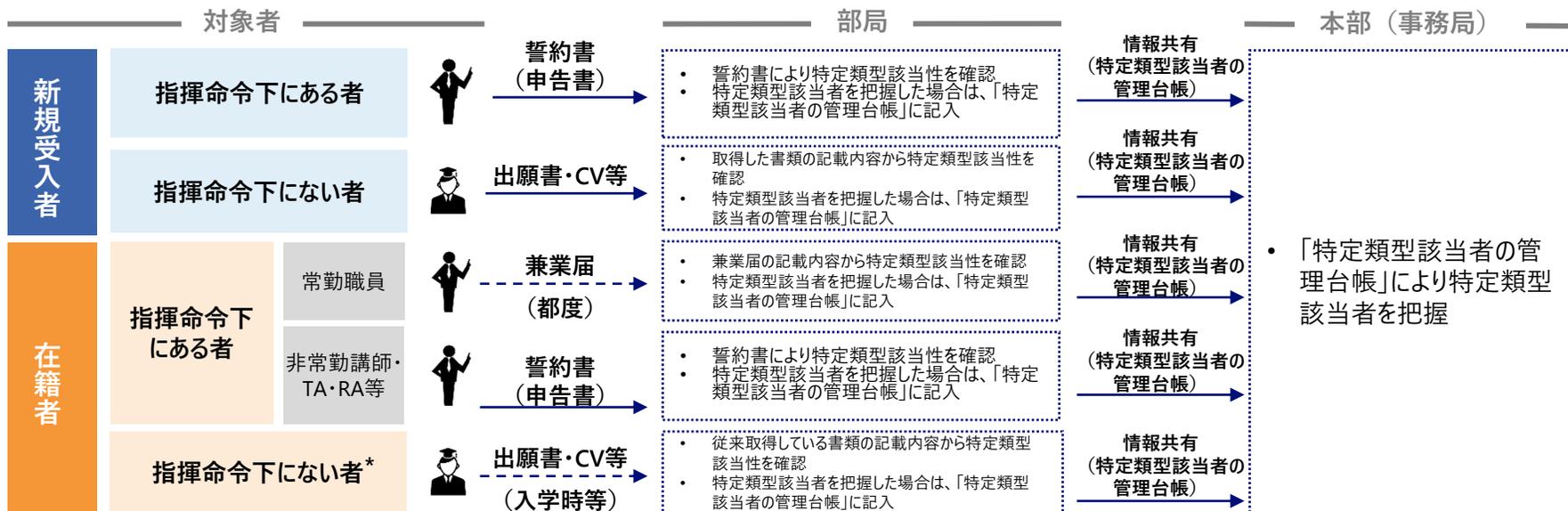
#### <ポイント>

- 早期に担当理事とコミュニケーションを取り、情報共有とともに今後の方向性等を確認
- 学生の受入れ時に従来から取得していた情報を確認した上で、今後の対応について関連部門と検討

# 特定類型該当性の確認プロセス

※新規受入者/在籍者の区分は、令和4年5月1日時点の在籍状況を元に分類

## 特定類型該当性の確認プロセス



\*外国政府等からの奨学金取得を前提とした本学の入試制度で入学し、令和4年5月1日以降も当該奨学金を取得予定の者に限定

### 誓約書

- 誓約書の提出を求める根拠規程
  - ・ 就業規則  
(部局から被雇用者に対する依頼文書【参考資料1】)
- 様式
  - ・ 経済産業省が提示しているものをベースに一部変更して利用【参考資料2】
- 取得・保管方法
  - ・ 紙又はPDF形式で取得し、部局が紙又はPDF形式で保管

### 特定類型該当性に関する情報管理

- 特定類型該当性に関する情報の集約・管理
  - ・ 各部局が「特定類型該当者の管理台帳」を作成し、本部に提出したものを本部で一元管理【参考資料3】
- 特定類型該当性に関する情報の共有範囲・方法
  - ・ 学生の受入手続の過程で指導教員が把握するほか、教員が特定類型該当者である場合は、部局担当者から本人へその旨連絡し、本人から周囲の教員・学生等へ情報共有

## 特定類型該当者への提供技術の管理プロセス

### 特定類型該当者把握時の対応



①部局において特定類型該当者を把握



②事前確認シートの作成など輸出管理手続を実施

- ・留学生については、通常の輸出管理手続と同様、受入れ時に指導教員が事前確認シートを作成。
- ・教員については、部局担当者から本人に対して特定類型該当者である旨と輸出管理手続が必要である旨を連絡をし、本人が、自身に対して技術提供の可能性のある者（同じ研究室等の教員や学生）に情報共有と事前確認シートの作成を依頼。これらの者は、実際に当該教員へ技術提供を行う際に、事前確認シートを作成。

## 参考資料1：部局から被雇用者に対する誓約書提出依頼文書の例

各位

### <依頼> 安全保障輸出管理に係る申告書の提出について

経済産業省では、外為法による安全保障輸出管理の観点から、大学が教職員を雇用するにあたり、被雇用者に大学へ申告書を提出するよう求めています。つきましては、添付の「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項の遵守のための特定類型該当性に関する申告書」(以下「安全保障輸出管理に係る申告書」という。)の該当箇所にチェックをしていただき、必要事項を記入のうえご提出のほどお願いいたします。

なお、申告書で、以下のいずれかにチェックされた方は、該当する理由として、雇用契約等の相手先あるいは金銭その他の利益の提供者について、その国・地域名、組織名、奨学金制度名等を備考欄に記載してください。複数ある場合は、列挙してください。

- ・ 以下の特定類型①に該当することを誓約します。
- ・ 以下の特定類型②に該当することを誓約します。
- ・ 以下の特定類型①及び②に該当することを誓約します。

提出後、申告内容又は該当理由に変更があった場合、兼業指針に基づく申請やクロスアポイントメントの申請において変更内容を明示すれば、安全保障輸出管理に係る申告書の改めでの提出は不要です。一方で、兼業時に大学の許可が必要ない教職員については、安全保障輸出管理に係る申告書を改めて提出してください。

<ご参考> 新たに雇用される教職員・研究員の方へ  
経産省からのご協力のお願  
「みなし輸出」管理の明確化について

[https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/minashi/jp\\_daigaku.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/minashi/jp_daigaku.pdf)

<提出先> ……

(各部局において、被雇用者が当該申告書を提出する提出先(部局安全保障輸出管理担当者など)を記載ください。)

## 参考資料2：誓約書（一部抜粋）

私は、貴学が特定類型①又は②に該当する居住者に対して技術の提供を行う場合は、外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項に基づき経済産業大臣の許可が必要になる可能性があることを理解し、貴学の法令遵守のため、特定類型①又は②に該当するか否かについて、下記のとおり申告いたします。

なお、申告内容又は該当理由に今後変更があった場合は、兼業(クロスアポイントメントを含む。)の申請で変更内容を明示する場合を除き、改めて申告書を提出することを誓約します。

### 記

私は、

- 以下の特定類型①に該当することを誓約します。
- 以下の特定類型②に該当することを誓約します。
- 以下の特定類型①及び②に該当することを誓約します。
- 以下のいずれにも該当しないことを申告します。

特定類型① 外国法人等又は外国政府等との間で雇用契約等を締結している者

特定類型② 外国政府等から金銭その他の利益(奨学金等)を個人として得ている者又は得ることを約している者

(特定類型①②の詳細な定義は注記に記載していますので、必要に応じて参照してください。)

#### 【備考欄】

< 特定類型①の該当理由（複数ある場合は、列挙してください。）>

国・地域名

外国法人等又は外国政府等の組織名：

< 特定類型②の該当理由（複数ある場合は、列挙してください。）>

国・地域名

外国政府等の組織名、奨学金制度名等：

- ✓ 申告内容又は特定類型への該当理由について変更がある場合は、改めて誓約書を提出する必要があることを明記（兼業届等で変更内容を明示する場合は除外）
- ✓ 特定類型①への該当理由として、雇用契約等の締結先である外国法人等又は外国政府等の組織名及びこれらの機関が所在する国・地域名の記載欄を追加
- ✓ 特定類型②への該当理由として、奨学金の制度名や奨学金を出資している外国政府等の組織名及び国・地域名の記載欄を追加

※特定類型①・②の正確な定義については別紙に明記

## 参考資料3：特定類型該当者の管理台帳

✓ 各部局において、特定類型該当者について管理台帳を作成し、本部に提出する

特定類型該当者の管理台帳

部局名: \_\_\_\_\_

年度: 2022年度

(1) 本台帳に、**部局の特定類型該当者を列挙**してください。

(2) 本台帳は、**年度毎にシートを作成**してください。

(各年度の開始時点で、当該年度のシートに、前年度末の特定類型該当者情報をコピーして、卒業等で特定類型該当者でなくなった方を削除するなど、その時点の特定類型該当者全員の棚卸をしてください。

特定類型該当者でなくなった方を削除した場合は、前年度のシートに特定類型該当の終了年月日を記入してください。)

(3) 本台帳の**各シートは、入手した申告書、特定類型該当者の根拠資料とともに、7年間の文書保存**をお願いします。申告書や根拠資料はpdfでの保管も可能です。

(4) 本学で非雇用の方で、日本での滞在期間が明らかに6か月未満など、居住者になる見込みが明らかにない非居住者の場合は、非居住者として管理されるので、本台帳への記入は不要です。

通番	部局管理番号	特定類型該当の認定年月日	特定類型該当者				受入教員名 (特定類型該当者が研究室等の長である場合は、「—」を記入)	本学での身分 (当てはまるものに「○」を記入。学生でTA等は複数「○」を記入。)					特定類型			相手先の国・地域名	相手先の組織名
			氏名	職員番号 (学生番号)	職名 (教職員の場合のみ記入)	所属 (専攻・研究室など)		教職員 (TA/RA/OAを含む) 兼業時の申請義務あり	兼業時の申請義務なし	学生 (正規生)	学生 (非正規生)	非雇用 研究者	その他 (備考に記入)	①	②		
1																	
2																	
3																	
4																	

特定類型該当の開始年月日 (予定年月日)	特定類型該当の終了年月日	特定類型該当になる根拠資料 (当てはまるものに「○」を記入。複数に「○」を記入可。)						<備考> ・選択肢で「その他」に「○」をした場合の詳細を記載 ・該当する特定類型の変更や終了時に、その理由等を記載
		申告書	兼業等の申請資料	学生受入の関連資料	研究者受入の関連資料	経済産業省等からの通知	その他(備考に記入)	

## 事例 10 J 大学

---

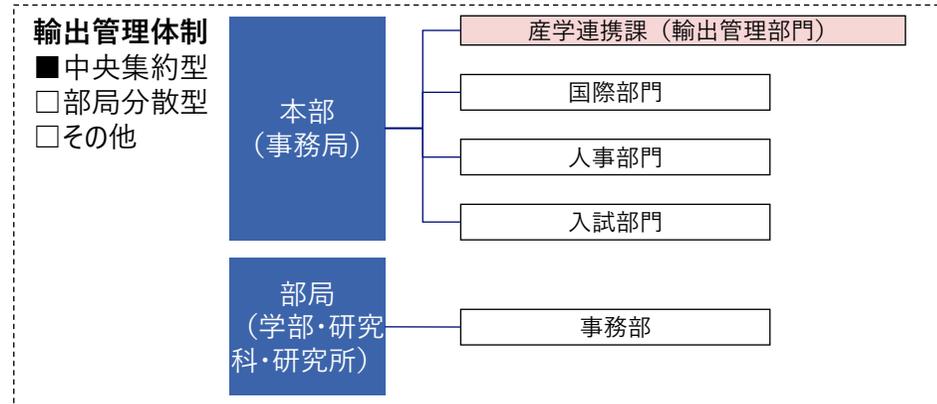
## 基本情報

### 大学基本情報

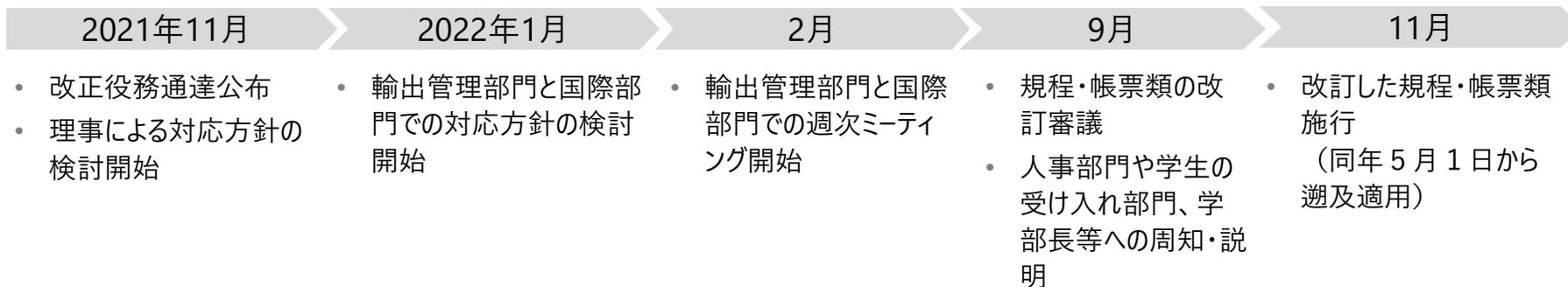
教員数・学生数	教員数 約850名 学生数 約3,200名 (内、留学生数 約360名)	
学部	<input type="checkbox"/> 人文科学系 <input type="checkbox"/> 自然科学系	<input type="checkbox"/> 社会科学系 <input checked="" type="checkbox"/> 医歯薬系

### 体制図\*

\*みなし輸出管理の運用明確化対応の関連部門のみ抜粋。  
また、本部における主幹部署（輸管事務局）を赤色で表示。  
特段の記載がない限り、資料中の「本部」は輸管事務局を指す。



### 対応検討に当たってのスケジュールとポイント



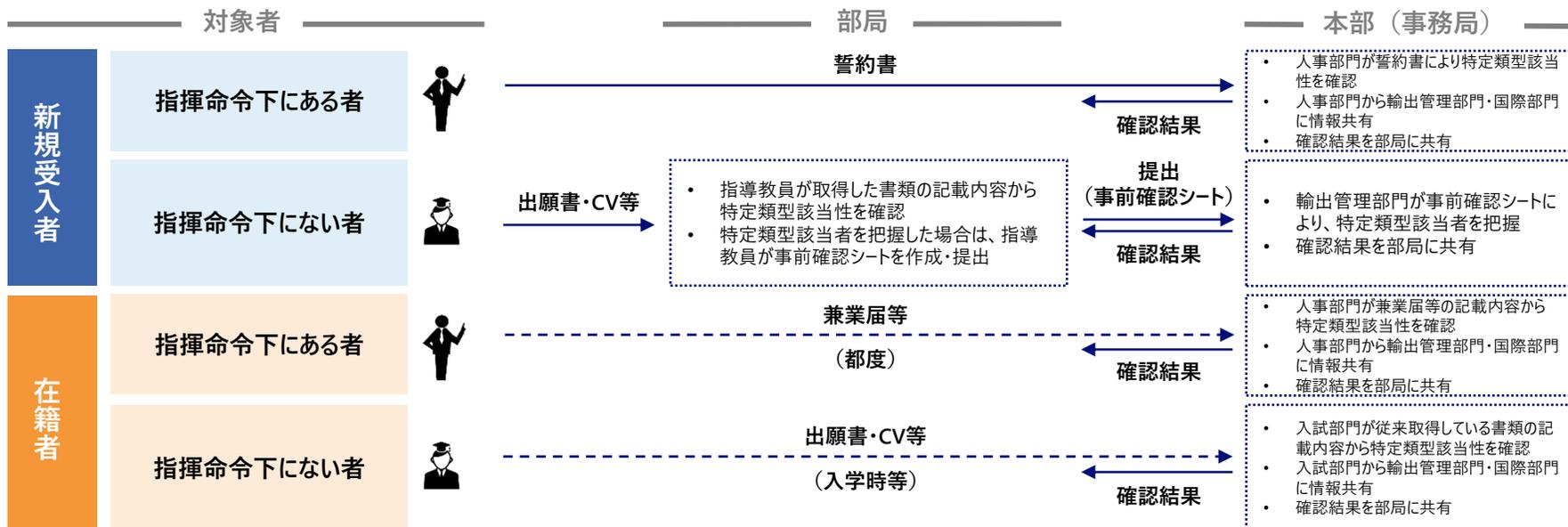
#### <ポイント>

- 対応に関しては、輸出管理部門と国際部門が毎週定例会議を行い連携
- 人事部門や学生の受け入れ部門（入試課など）とも、実際の細かな運用に関する説明・事務連携のための会議を不定期に実施

# 特定類型該当性の確認プロセス

※新規受入者/在籍者の区分は、令和4年5月1日時点の在籍状況を元に分類

## 特定類型該当性の確認プロセス



### 誓約書

- 誓約書の提出を求める根拠規程
  - ・ 特になし (採用手続に係る提出書類の追加と位置付け)
- 様式
  - ・ 経済産業省が提示しているものと、従来から学生等の受入れ時に取得している外為法遵守に関する誓約書を統合させたものを使用【参考資料】
- 取得・保管方法
  - ・ 紙媒体で取得し、人事部門が紙媒体で保管

### 特定類型該当性に関する情報管理

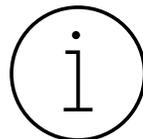
- 特定類型該当性に関する情報の集約・管理
  - ・ 人事部門・入試部門から輸出管理部門及び国際部門に共有
- 特定類型該当性に関する情報の共有範囲・方法
  - ・ 輸出管理部門・国際部門から、特定類型該当者を受け入れている研究室が所属する大学院研究科の事務部門に共有

## 特定類型該当者への提供技術の管理プロセス

### 特定類型該当者把握時の対応



①本部（人事部門・入試部門）又は部局において特定類型該当者を把握



②本部（輸出管理部門・国際部門）に情報集約後、部局事務部門へ情報共有



③指導教員等が事前確認シートを作成、提出

- ・新規受入れの学生については、受入れ時点で作成・提出
- ・それ以外は、技術提供時点で作成・提出

### 個別の場面での技術提供管理を適切に行うための追加手続



学外との共同研究を行う際には、特定類型該当者が参加メンバーに含まれていないか、本部（輸出管理部門）が事前確認

参加メンバーに特定類型該当者がいる場合は、部局事務部門から研究代表者に連絡、事前確認シートの作成を指示

## 参考資料：誓約書（一部抜粋）

✓ 学生や教職員の受入れ時に取得する誓約書に特定類型該当性の確認に関する項目も記載し、取得書類を削減

貴学への入職に関し、下記の事項を遵守することを誓約します。

- 1 在職中、無断で大学の所有物の提供及び学外への持ち出しを行いません。次のいずれかに該当する場合には、上長に相談するとともに、必要な場合には日本国政府が定める外国為替及び外国貿易法及びこれに基づく関係法令及び貴学の定める内部規程に従い所定の手続を行います。
  - 一 研究上の技術情報を在職中に外国において提供し、若しくは非居住者若しくは非居住者の影響を強く受けている居住者（「特定類型」に該当する者という。）に対して提供しようとする場合、又はこれを在職後に提供することが在職中に明らかとなった場合
  - 二 研究上の使用機器若しくは使用材料若しくは研究の結果得られた有体物を在職中に外国に輸出（海外へ送付又は持出し等）しようとする場合、又はこれらを在職後に輸出することが在職中に明らかとなった場合
- 2 研究上の技術情報を、大量破壊兵器等（核兵器、化学兵器、生物兵器、ロケット、無人航空機等）、通常兵器又はこれらに使用される材料・部品・製品の開発、製造、使用又は貯蔵に用いず、当該技術情報の使用は民生用途に限ります。

### （特定類型該当性に関する誓約）

私は、貴学が「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」(平成4年12月21日付付4貿局第492号。以下「役務通達」という。)の1(3)サ①又は②に該当する居住者(以下「特定類型居住者」という)に対して技術の提供を行う場合は、経済産業大臣の許可が必要となる可能性があることを理解し、貴学の法令遵守のため、特定類型居住者に該当するかどうかについて、下記のとおり誓約いたします。

記

私は、

- 以下の①に該当します。  
 以下の②に該当します。  
 以下の①及び②に該当します。  
 以下のいずれにも該当しません。
- ※該当する口に✓を入れてください

① 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体(以下「外国法人等」という。)又は外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行並びに外国の政党その他の政治団体(以下「外国政府等」という。)との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該外国法人等若しくは当該外国政府等の指揮命令に服する又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して善管注意義務を負う者(欠け掲げる場合を除く。)

本人が貴学との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき貴学の指揮命令に服する又は貴学に対して善管注意義務を負う場合において、貴学又は本人が、当該外国法人等又は当該外国政府等との間で、貴学による本人に対する指揮命令又は貴学に対して本人が負う善管注意義務が、当該外国法人等若しくは当該外国政府等による当該者に対する指揮命令又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して本人が負う善管注意義務よりも優先すると合意している

② 外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益(金銭換算する場合に本人の年間所得のうち25%以上を占める金銭その他の利益をいう。)を得ている者又は得ることを約している者

※ 「特定類型」については、  
[https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law\\_document/minashi/jp\\_daigaku.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/minashi/jp_daigaku.pdf) の4頁を参照してください。

